

令和5年第4回隱岐の島町議会定例会会議録

開 会 (開議) 令和5年12月11日(月) 9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	岡田	智子	7番	村上	謙武	13番	石田	茂春
2番	牧野	牧子	8番	菊地	政文	14番	高宮	陽一
3番	藤野	定幸	9番	西尾	幸太郎	15番	米澤	壽重
4番	齋藤	則子	10番	池田	賢治	16番	池田	信博
5番	田中	一隆	11番	安部	大助			
6番	大江	寿	12番	前田	芳樹			

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町長	池田	高世偉	農林水産課長	河北	尚夫
副町長	大庭	孝久	地域振興課長	宇野	慎一
教育長	野津	浩一	上下水道課長	村上	和久
代表監査委員	嶽野	正弘	建設課長	田中	文男
総務課長	吉田	隆	施設管理課長	増本	直行
会計管理者	齋藤	和幸	危機管理室長	曾我部	一彦
財政課長	長田	寿幸	水産振興室長	橋本	博志
税務課長	池本	繁樹	都市計画課長	石田	傑
町民課長	和田	美由貴	総務学校教育課長	金井	和昭
保健福祉課長	野津	千秋	社会教育課長	中村	恒一
住民福祉担当課長	広江	和彦	布施支所長	山根	淳一
環境課長	原	秀人	五箇支所長	藤野	一
エネルギー対策室長	野津	寿天	中出張所長	茶山	宏
商工観光課長	鳥井	登	中央公民館長	田中	拳

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 村上克樹 庶務係長 齋賀千春

議事の経過

○議長（池田信博）

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣言 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

「一般質問」を行います。

一般質問は一問一答方式で行います。

また、質問時間は答弁を含み60分以内となっておりますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力よろしくお願ひいたします。

なお、一般質問は、行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、または疑問を質すためのものでありますので、単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、あるいは要望等はなされないようお願ひいたします。

また、再質問は質問の趣旨に沿ったものとし、通告した質問の範囲を超えないよう、質問者各位にはよろしくお願ひいたします。

執行部におかれましては、質問時間が限られておりますので、明確な答弁をお願ひいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

はじめに、11番：安部 大助 議員

○11番（安部大助）

今回は2件「一般質問」をいたします。

1つは「西郷港周辺の整備」について、2つ目が「三大検定(英検、漢検、数検)の受検環境」について質問いたします。

最初に「西郷港周辺の整備について」お伺いいたします。

この西郷港周辺整備につきましては、今まで地域との連携、あるいは地区との連携について質問をさせていただきました。今、計画が進んでいる中で、改めてこの整備計画について町長の思いを聞かせていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

港周辺整備計画については「都市再生整備計画」を国へ提出し、この整備計画に沿って実施していると認識しております。

「都市再生整備計画」では、港周辺の整備事業の大きな目標として、交流交通機能の強化、「拠点づくり」と安心に暮らせる「住環境づくり」、「安全とぎわい」を兼ね備えた利便性向上と3つを挙げています。

現状と課題も明記され、5つの将来ビジョンと3つの整備方針も記載されており、計画内容を見る限り、目標を達成するための新たな街の形態が生まれるのではないかと私自身期待をしております。

その一方で、整備計画が進むにつれ、港周辺地域で長年、経営されている店舗が閉店、移転し、また区画整備により住み慣れた地域を離れる方々もおり、住民から不安の声を聞くようになりました。正直私自身もその期待と、また住民の皆さんのお心配を聞く中で少し困惑する部分もあります。

私は、港周辺整備事業については、以前議会として視察に行った滋賀県長浜市の中心市街地「黒壁スクエア」を参考にしております。

長浜市の中心市街地も大規模集客施設の郊外出店や車社会の進展により、人の姿が消え始め、衰退するにつれ空き家も約80件となり、商店街もシャッター街となりました。

そのような状況下で商工会や商店街が行ったことは、住民自治の気運を盛り上げること、そのために、国の事業を活用し「長浜城」の復元、「長浜出世まつり」など各種のイベントを開催することで、衰退を止めようという好循環が生まれました。その後、文化や伝統的な街の雰囲気を現代の生活の中に活かし、まち全体を博物館のように魅力あるコトやモノで覆い、個性ある美しい町として住んでいこうという「博物館都市構想」を策定し、行政と住民とが理念を共有されました。そして、空き家や空き店舗は城下町風に外観整備で統一し、そこにビジネスチャンスと捉えた人が集まり、80件あった空き家も今では数件となっています。さらに、建物の整備と同時に交通網の整備や店舗の拡大を行い利便性向上につなげ、1時間に4人と1匹の犬しか通らないほど寂れて衰退する商店街に年間200万人もの観光客が訪れております。

この街づくりのスタートは、地域住民から議会に提案したことを契機に始まり、地域住民や商工会が中心で進められ、それに対して行政が協力する体制で進めています。

この長浜市の例から、私は、新しい建物を建てただけでは活性化は難しく、そこには人が集まり、人が住み、営むことで活性化につながると思っています。

しかしながら当地区での現状は、その部分があまり見えてこないように感じております。地域の方々の声を聞いても期待する声もありますが、不安の声もあり様々であります。

そこで町長にお伺いします。

本町が進めている港周辺の整備事業について、町長はどのような街を考え創造されるのかお聞かせください。

また、港周辺の計画に沿って利便性の向上、地域の活性化をどのように進めていくお考えなのかお聞かせ下さい。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、安部議員の「西郷港周辺の整備」についてのご質問にお答えします。

西郷港周辺のまちづくりは、ご紹介のありました滋賀県長浜市のまちづくりと同様に、住民参加型のまちづくりを進めております「まちづくり談義」を始め、全国デザインコンペでは、公開展示を行い、子どもたちを始め多くの住民の皆さまのご意見をいただき西郷港周辺のまちのデザインを決定いたしました。

議員ご期待の将来ビジョンを示した「都市再生整備計画」は、これまでの皆さまのご意見を参考に、デザインされたまちを実現するための各種事業を計画したものであります。海とまちをつなぐ2つの通りや、通り沿いのにぎわいを生む多世代が利用できる施設の整備、玄関口のまちのデザインコードの作成、空き家の活用など、地域の特色や魅力を活かしながら更新していくまちづくり事業です。

ご質問の「港周辺の整備事業について、町長はどのような“まち”を考え創造されるのか」についてでありますが、このまちづくりの理念である「海とまちをつなぎ、世代をつなぐ」まちを実現することが、私が目指す“3つの良かったが響くまち”につながるものと考えております。港がもつ素晴らしい景観とまちをつなぎ、次の世代の子どもたちもまちづくりに参加し、明るい声が響くまち。そのような“まち”を創ってまいります。

次に「港周辺の計画に沿って利便性の向上、地域の活性化、安心な住環境をどのように進めていく考え方」についてでありますが、まちの利便性を向上させるため、港と陸側をつなぐ交通結節点機能を強化し、人々が滞留し歩車が共存できる“みちづくり”を進めてまいります。海とまちをつなぐ通り沿いには、交流、商業と暮らしを複合的に備えた機能を整備し、地域の活性化を図ります。また、災害時の台地への避難誘導を高めるための表示や、防災広場の整備など安全・安心な住環境の整備を行ってまいります。

このような整備に合わせ、現在、官民連携によるまちづくりを進めています。今後立上げを目指す「まちづくり会社」と本町はパートナーとして、住民の皆さまのご協力を得ながら、住民参加のまちづくりを進めてまいります。

これまでと同様に「住民参加型のまちづくり」を推進することが、継続した地域の活性化に繋がるものと考えておりますので、ご理解いただきますようお願ひいたします。

○11番（安部大助）

改めまして、町長の整備事業に対する思いを聞かせていただきました。その上で何点かお聞かせ願いたいと思います。

答弁いただいたのですが、まず一点目のどのような「まちづくり」を考えていくのかというところは、大きく町長の思いが伝わってきたのですが、新しいことを創っていくという意味で、町長が考える“まち”を実現するために、今回の整備事業で、今までの整備事業に新たな機能、新しくこれを創るんだと、これを創ることで変わっていくんだという新しい部分。何を創っていくのかという部分を聞かせていただきたいと。今までとは違うんだと、ここは違うんだというところを聞かせていただきたいと思います。

○番外（町長池田高世偉）

安部議員の再質問、今回目指す“まちづくり”の中で、新たな機能としてどのように考えているかということでございますが、まずもって、この整備をおこなうという公約をしたのが、もう7年、8年前です。3人の方々と同じ思い、選挙ではこの3人もこの「港整備」をするということで重要な計画という風に今でも思っておりますし、自分の思いもあります。

そこには我々が高校生時代、子どもの時代から、この港周辺に住民の皆様が集まる、そこに賑わいが生じる。特に高校生については、高校生が歩いてあの港に出掛け、みんなと交流した。原点は地域の皆さんができるで賑わいを取り戻し、話、遊ぶ、活性化を図る。ここが原点だと思っております。

そのための一番の機能は、人びとが滞留をするという。“人びと”というのは、まずは住民の皆様、そして加えて玄関口であります西郷港、観光客の方々が滞留、そのための施設を今後どのように創っていくか、例えば一点は計画してきておりますが、ビューポートの2階の再生もそうですが、それも付属的な物かもしれません。今やろうとしているこの「都市機能の整備」の中で歩車のことを言いましたが、そういった広い空間、広場、いろんな面で人びとが滞留する地域を創っていきたい。まだまだ整備計画として、皆さんの意見を聞きながら「住民参加型」です。既にコンペの時に、大きな建物は一画に創る、港の前に。そういう事前コンペではそうでした。ただ、それが本当に必要かという中で、皆さんと話しながら、それに代わるもっと人びとが集まる、滞留できる“まちづくり”というように常に状況を見ながら出来るもの、出来ないものを探りながら、「素晴らしい」と言われる、子どもたちにとって

「わが町」と言われるような、港の再編に向かっていきたいと思っております。

○11番（安部大助）

ただ今、答弁いただきました。「滞留」という言葉が非常に言葉として大きかったのかなと思っております。

今の答弁、私自身も理解はしております。理解はしてはいるのですが、その「滞留」を生むために、今実際、港周辺にも飲食店があつたり、買い物をする場所、銀行も郵便局もありますし、いろんな機能があそこには残っている。現在も用事がある方はあそこに来られているという現状の中で、それ以上の滞留をこれから生んでいくといった時に、そこに新たな生まれる機能というのは何なのかなというのが、私自身、正直見えてこない部分があります。

それなら、ここには新たな機能をつくるなければいけないのではないかとか、そういうものが具体的に、施設名とかではなく、滞留を生むための一つのきっかけというか、それを町長の考えの中であれば教えていただきたいと思っております。

○番外（町長 池田高世偉）

最初にお答えをしたように、広い空間、人びとが集える空間、それが「歩車共存」出来るスペース、今ここでいう街並みにもあります。そこに滞留を生む、車道は車道、だけど歩道と共に存できる、そういった機能を備えた道路整備もございますし、飲食店の皆さんのが現状で心配されていますが、今後のまちづくりにおいても、そこは商業を含めて複合的にできる整備はしていきますので、そこには飲食もあることが大切であると思っておりますので、そういった施設も整備するという中で人びとが集まる、もっと具体的に言うと、もう少し郷土の誇りである“民謡”が聞けるような、そういった場所もつくっていかなければならないとか細かな構想はございますが、一つひとつ計画としてお示ししながら、ご理解いただきながら“まちづくり”を進めていきたいと思っております。

○11番（安部大助）

今の答弁の中で、私自身理解がなかなか出来ないわけで、細かい部分になってしまふのでこれ以上質問はしない様にしようかなと思ってます。その中で今、“民謡”という言葉がありましたので、きっと想像の中では、今までまちの中に無かつたものというのは、そういった“文化”、そういったものが地域と連携しながら島全体で広がっていくようなものなのかなと少し想像ができましたので、期待をしていきたいと思っております。

今回の答弁の中でもありますように、賑わい・再生、これは整備方針にも書いてあります。「中心市街地への誘導性を高めることで、賑わいを再生する」と。この“賑わい”という言

葉、よく使われる言葉なのですが、先ほど言った長浜市の例でもありますように、ここはまずは空き家を無くしていこうということで、そこにビジネスチャンスが生まれて入ってくる。人がここに集まりはじめて、地域も含めて気運が高まってから観光客も増えてきているという地域ですが、本町の場合、“賑わい”という時に、本当に周辺というのは島全体からみるとある意味恵まれている機能がそろっている。またイベントも「しげさ祭り」「しげさパレート」と行ってきている中で、今後“賑わい”を更に進めいかないといけないという町長の考え、この整備方針にもありますが、その“賑わい”どう増やしていくのかというところ。

ここにはいろんな要因があると思うのですが、町長の考えを聞かせていただきたいなと思っております。

○番外（町長 池田高世偉）

どのように“賑わい”をということでございますが、勿論、長浜市のように「まちの再整備」でございますので空き家の活用は当然だと思っております。具体的にどのようにという部分、先ほどもお話しましたように賑わいの原点、自分の高校時代の思い出とすれば、隠岐高校生、水産生みんながそこに集まって共に高校生活を楽しんだことも一つです。そういう高校生がまたそこに戻って来るような空間づくり、施設づくり。

この間、ご提案いたしました、まずは仮の交流拠点施設をつくって、みんなに来ていただいて感じていただくことから始めて、最終的には言われる賑わいの空間を創っていきたい。その賑わいがどこまでと言われますと、今後の事業計画もございますでしょうが、そこでは先ほど言った文化的なことも、飲食もできて滞留が出来るという部分で今個々に事業計画はつくっておりますので、先ほど申し上げましたように、その都度、その都度、一つひとつご説明していきたいと思っております。

今の場合、“賑わい”という言葉も不透明さという指摘もございますが、イメージである皆が集まるような空間を創っていくために頑張っていきたいと思っています。

○11番（安部大助）

“賑わい”という言葉に何で拘るかなんですかけども、先ほど質問の時にも言ったように、新しい建物とか公園とか、憩いの場とかそういうものを新しく例えば作ったとしても、そこに入人が来ないと活性化は生まれない、賑わいは生まれないと、これは町長も同じ思いかなと思っております。その活用の方法を今後決めていくのかと思うのですが、隠岐の島町の現状は皆さんご存じのように大型店舗が郊外に出店されて、役場もここに移設しました、病院も新しくなりました。ここの地区に関しては、ある意味、住民の人たちは利便性を求めてここ

に来ております。

そういう意味でも、以前ビューポートホテルの前がバスの拠点だったと思うのですが、今は皆さんのニーズに応えて病院の方が一応拠点になっている。そういう今までの経緯からみると、そこに人が集まるためには、そこに何らかの利便性が必要なのかなと思っております。

今の整備計画、CG 等見させていただきました。これから変更していく部分はあると思います。しかしながら、そこに高校生とかいろんな人が来る時には、高校生が望むものがそこにはないといけませんし、住民の方々もそこに何か望むものがないといけない。そこは利便性というものが無くてはいけない。今回の計画の中で新たな住民の皆さんが求めるニーズのあるものは何なのかというところが、住民の皆さんも見えてきていらない部分かと私も思っていますので、再度、申し訳ありませんが、この新たな利便性、どういったものがあそこに求めるのか、町長の考えをお聞かせ願いたいと思っております。

○番外（町長 池田高世偉）

具体的なことをイメージとして、イメージ以上に細かく求められていると思うのですが、今その「都市再生整備計画」をどうやっていくか、その中にどのような部分で事業化していくかという事を一生懸命皆さんと話し合いをしながら、一つひとつやっていく。その中の一つが、前回提案した「交流拠点施設」としてまず見せるということから始めています。

おっしゃるように大型店舗、郊外に出ていますが、やはり議員のお考えのとおり、それは一つの機能としてゾーンがあると思っております。この地区はそういったゾーンがあるなら、本来の港としての玄関口の機能は何なのかという部分を更に魅力的に発信していきたい。またそこには、議員が思い描いていると思います質問のなかにありました、交通機能もどのようにしていくかという面も、今後の課題であると思っています。

最初に申し上げましたように、交通でいきますと港と陸をつなぐ交通結節点機能を強化と言いながら、住民の皆様が集結できる交通体系もという風に思っております。何れにしましても、一つひとつという言い方を何回もしていますが、「整備計画」を皆さんと話し合いの中できちんと出来るように取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○11番（安部大助）

町長の答弁、正直理解はしております。理解はしているのですが、今、実際に計画が進む中で、あそこの「エリア」内ではいろいろ状況が進んでいる中で、町が方針として進めています。

る“賑わい”が出来るのかどうか。今よりももっと良くなっていくのかというところが、まだまだ見えてこない部分かなと思っておりますので、先ほど言われた内容も含めて発信を進めていただきたいと思っております。その不安な声を期待に変えるような町の姿勢を示していただきたいなと思っております。

もう一点、確認も含めてさせていただきたいと思っております。

整備方針の2です。「住環境の整備」という文言があります。その中で、開発の進捗に応じてまちづくりの気運を高める取り組み、これに関しましていくつかの方法を挙げております。

実際、町民の気運いろいろあると思います。その中で私が特にお聞きしたいのが、地区の皆様の気運、この整備計画に対する気運をどのように捉えておられるのかお聞かせ願いたいと思います。

○番外（町長 池田高世偉）

進める上での地域の皆さんとの意見、そしてその周辺地域の方々に対する意見をどう考えているかということでございますが、最初に議員のご意見の中にもありましたように、確かに期待する声も十分感じています。また反面、不安の声も聞いています。

それにつきましては、きちんと職員が常に出掛けながら、本当に足を運んで一つひとつお話を聞きながら解決して、まだまだ足りない部分はあるかと思いますがやっていると思っています。今後、こういった“まちづくり”、まだまだ、どういった言い方をしたらよいか分かりませんが、我々の説明してきたことと、違う方向でご説明される方もおられるようとして、さらに地域住民の方が不安に思うこともある面もあります。やはり、きちんと話し合いをしていくのが「住民参加型」です。

ただ本来、ここ5年をかけたという事を、皆さんお考えいただきたい。役場主導であれば、公約どおり次の年から計画に入ればいいわけですが、自分なりに「これはやるぞ」と言いながら、ここに至るまでに5年皆さんとも話し合いをしてきたという事を、自分はまずもって、住民の皆さんと話し合ってきたという風に理解しております。

その根本的なところを変更して、地域の方々と進めるという考えはしてはおりません。やはり、今まで培ってきたものを土台に、更に地域の方々の意見も踏まえ、また広くは住民の皆さんとの意見も拾いながら整備計画を遂行していきたいと思っております。いろんな面で不安を持たれている方々に対しても、住民の皆さんに対しても、今後また説明に出掛けるように指示はしておりますし、自分ももう少し説明できる場所では、きちんと説明して最終的に申し上げましたように、次世代のみんなに、「港周辺を整備してわが町が良くなったな」と言わ

れることが一番だと思っておりますので、ご理解をお願いします。

○11番（安部大助）

長浜市の例も出させていただきました。やはり、町長が言われるよう、町として今まで5年間進められてきた中で、地域の方々といろいろ「談義」も進めてきた、それで話をされてきて現状に至るというのも理解をしています。

今後も特に地区に関しましては、以前も言いましたが連携をしながら、その方々の「決定」をそのまま「決定」というのではない。それは参考までにしっかりと聞く、声を聞くということが必要ではないかと思いますが、今年の8月に地区で「回覧」が1枚まわりました。題名は「住民のためのまちづくりを目指して」と、町長、これ見たことありますか。これ、個人の意見でしたら特に取り上げることではないですが、これは中町連合会としての「回覧」がまわりました。私も見させていただきました。今進めている町の期待、不安という声がここにあるのですが、その中で言われているのが、この港周辺地区は機能は維持されていると。そこに新たな整備が本当に必要かどうか、そして地区としては住宅、あるいは介護施設、空家対策、バス路線の改編といろいろ要望はあると思うが、その中で、先ほど町長が言われるよう皆さんまだまだ不安の声があるのかなと思っております。

是非、この「整備計画」に則って進めていかれると同時に地区の方々とも話しながら、協力しながら、この「整備計画」の気運を高めてしっかりと協力できるような体制をつくっていただきたいなと思っております。これで、整備計画関係の質問は終了といたします。

次に、「本町における三大検定の受検環境について」お伺いします。

検定とは「ある行為をする能力・知識があることを証明するもの」とされており、特に実用英語技能検定、日本漢字能力検定、実用数学技能検定、三大検定と言われる検定は、高校受験、大学受験はもちろん就職等でも重要視されていることは言うまでもありません。

三大検定においては公益財団法人が運営され、英検、数検に関しては文部科学省も後援していることから学校や塾、ゼミなどで受検を実施するケースが多くあります。2022年度の全国の受検者数は数検が約33万人で横ばい、漢検が約153万人で横ばい、英検は400万人で増加傾向にあります。

本町においては、英検については4校の中学校で実施あるいは実施予定となっています。二次試験は水産高校となっています。漢字検定に関しては西郷中学校で毎年1回行われております。しかしながら対象は西郷中学校の生徒のみとなっています。学校外では布施公民館が公民館活動の一環として2018年から行っております。数検に関しては、先ほど調査の方では西

郷中学校が行なわれているということありますので、確認させていただきました。

同じ島の子どもたちの中で受けられる生徒、受けられない生徒がいることから受検体制を改めて考える必要があると思っております。

また。過去に英語検定について質問をさせていただきましたが、その時、教育長からは「受験会場の運営の問題があり、人的負担が大きな課題がある」との答弁をいただきました。会場設営、試験官等の配置手配が大変であり、負担を強いられているのが現状ではないでしょうか。

さらに校長先生の異動や担当教員の異動によって、受けられない状況になるなど不安定な体制であり、布施地区のように学校教育だけではなく、社会教育として教育委員会が実施母体となる必要があると思います。

そこで、教育長にお伺いいたします。

最初に、三大検定の重要性についてどのように認識されているのかお聞かせください。

次に、英検、漢検、数検、それぞれの受検環境をどのように捉え、今後どう取り組んでいくお考えなのかお聞かせください。

○番外（教育長 野津浩一）

ただ今の、安部議員の「三大検定の受検環境」についてのご質問にお答えいたします。

現在、日本におきましては、英検、漢検、数検、またその他の各種検定が多く存在しております、各種様々でございます。

その中で、英検、漢検、数検のいわゆる三大検定については、中学生等の受検者数が多い3つであると認識しております。

この3つの検定は、教育や生活の中で必ずしも必要とされる検定ではありませんが、他の検定を含め高校入試関係書類への記載等は可能であり、全国の一部の学校では入試の得点に加算する学校があるなど様々であります。島根県におきましても、英検の準2級以上について考慮する学校があると承知しているところであります。

本町におきましては、現在、漢検、数検ともに受検希望者がいる場合、その生徒が在籍する学校の教職員が対応しており、今年度は西郷中学校におきまして、数検・漢検を実施しております。

数検につきましては文部科学省が後援しているものの、文部科学省がその評価の指標を示すことや状況を調査することは行われておりません。漢検につきましても後援もしていないなど、学校の教育課程で求められていることはなく、実施についての判断は学校や教職員に

委ねているところであります。

しかしながら、受検を希望する生徒がいるにも関わらず、その環境を整えることができないという状況は避けるべきであると考えます。学校間で連携を図るなど受検機会を確保する必要はあると考えております。

特に、英検につきましては、漢検・数検とは状況が違ってきております。現在、文部科学省は中学校の卒業段階で英検3級以上の能力を有する生徒の割合を増加させることを指標に掲げており、全国的に支援する傾向にあります。

また、先ほど申し上げましたように上級学校への進学選抜に係る評価内容に英検が含まれている場合もあります。

現在は、町内4中学校ともに受検の機会は確保できていますが、各学校の教職員の協力をいただきながら運営できている状況でありまして、試験監督や評価・審査員の有資格者確保が引き続きの課題であります。

今後の英検受検につきましては、本町の英語教育の推進のための支援ツールとして、学校の負担軽減や持続可能なシステムとするため、町内での有資格者の確保や関係機関への働きかけ等、工夫・改善を図っていく必要があると考えております。

また、布施公民館が実施しております公民館活動につきましては、生涯学習の観点から住民のニーズに応じて実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○11番（安部大助）

ただ今、教育長から答弁いただきました。その中で何点かお聞かせ願いたいと思います。

まず、現状ですが、2年前ですか英検関係の質問をさせていただきました。その時に教育長の方から今の課題等もあったのですが、学校の負担が大きいと、甘えている部分もあるという答弁もいただきました。実情は学校の先生、運営する学校としてもこの検定には負担が大きい。実際にも担当教諭の負担が大きすぎて止めたという実情もあります。実際、そういった検定関係は科目にしないという学校もありました。

学校間の連携とはいっても最終的には担当の先生、学校が負担をしないといけない。そういった各先生方が止めたと、学校も止めたといった時に、受けたい子どもたちが受けられないということになった時には、学校支援とか学校連携ではその体制はつくれないのでないかと個人的に思うのですが、そこを今、教育長としては連携していく、支援していくと言われるのですが、どのようなことを教育委員会として支援、連携を行っていく考

えなのかお聞かせ願いたいと思います。

○番外（教育長 野津浩一）

英語検定に限ってまずお答えをさせていただけますとすれば、毎年70名から80名の生徒が英語検定を受けている状況があります。以前いただいた質問の時も学校現場の負担感が大きく、これをどう維持していくかということで、その後に水産高校の方にもお願ひをして、負担をしてもらうことで中学校の英語教諭の負担を減らそうという思いもあって、そういう形を今取っています。しかし、今の形がベストとは思っていませんで、英語の先生の思いで、こういった検定が行なわれているということも十分理解をしておりますので、資格の問題もありますが、民間の塾もあります、この町には。どういった方が資格を持っているのかというのを洗い出したり、そういう民間の方の意見、知恵も借りながら、これが持続可能な検定が出来るかどうかを検討してまいりたいと考えております。

数検と漢検につきましては、先ほどもお答えをしましたように、学校の教員が時間外業務としてやるべきことかもどうかも含めて、今整理しています。一つの受け皿としては「生涯学習」ということで、公民館活動の中でニーズが高ければ実施していくことも一つの選択肢として考えています。ただ、公民館活動というのは幼児から高齢者まで幅広く対象者がいますので、その中でどうニーズを拾うかというのは課題でありますので、今後その辺も、うまく意見を拾って、事業を実施できるように指示していきたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

○11番（安部大助）

まず、英検に関してなんですが私が2年前に質問して以来、教育委員会としていろいろ動かされたことも承知しております。先ほど言われた第2次試験の確保というところは、本当にやられたのかなと私も感じております。

何度も言いますが、先生方の負担が大きいというのは十分知っています。その上で今、英検に関しては国が閣議決定で中学校卒業までは英検等3級レベルの資格を持ちましょうと推奨をしております。それがあつてなのか詳細は分かりませんが、以前は1校とか2校だったところが4校実施をしていて、先生方も子どものためにということで頑張られているのかなと思っております。

しかしながら、数検、漢検に関しては英検レベルの推奨は、国の「教育計画の方針」の中には、算数・数学の学習力の向上、漢字力の向上と書いてはありますが、明確に数検、漢検という言葉は出てきてないのです。負担が大きいというのが分かっている中で、果たして担

当の教員の方が手を挙げるかというと、そこもある意味、先ほど言われた時間外にやるべきなのかというとなかなか手が挙げ難い、子どもたちの事を考えたら「やってあげたい」と思うのは分るのですが、やはりなかなか難しい状況なのかなと思っております。

西郷中学校に関しても漢検やられています。これは担当される教員の先生が子どもたちの事を思って手を挙げて、学校としてやっていこうと続いてますが、これからそういった先生方が増えていくのかどうかというと、そこは私的には少し難しいところかなと思っております。そこは先ほど公民館の話もありました。しかし公民館でやっているということを知らない地域もありますし、今回は布施地区を例に挙げてましたが、そこは各公民館なのか、本所で一つで公民館活動としてやっていくのか、この検定は子どもからお年寄りまで対象があります。これを公民館活動として町全体で「皆さん受けましょう、やってみましょう、挑戦してみましょう」という風にしていくのか、その辺が、今の課題を踏まえた上でどういった方法でしていくのかというと、やはりこれ以上、先生方に学校の負担を、私は難しいと。学校の先生が手を挙げるよりも、教育委員会として公民館活動として、そういう子どもたちの機会をつくっていくべきかなと思いますが、その公民館活動も含めて再度、教育長のお考えをお聞かせ願いたいと思っております。

○番外（教育長 野津浩一）

英検につきましては、先ほど申し上げたとおりですが、英検という位置付けが文科省の中でも出来ているということもあるのですが、実際に隠岐高校はGTEC（ジーテック）を使っているということで、いろんな選択肢のある中で英検だけに特化した力を町として使っていいのかというのもあるのですが、ただ文科省の意向もあるので環境としては整えなければいけないということは大前提として持っておりますので、先ほど申し上げましたとおり、民間の方の知恵もいただきながら、どういった環境が持続可能か、年3回の検定を上手く回すためにはどうしたらいいのかという事を、もう一度意見を聞きながら考えていきたい。

数検、漢検につきましては、公民館の方で私に今「受けたいけど、そういう環境がない」という言葉は一回も聞いたことが無いので、地域の人にどういう意向があるのか実際私の耳には届いていませんので、議員が言われるとおり、「受けたいけど受けられない」という環境なのかどうか含めて、地域の方の意見を聞く場面をどう作り上げていくかを公民館の方に指示をしていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○11番（安部大助）

英検につきましては分かりました。数検、漢検に関しても実際にニーズがあるのかどうか

というところを押さえられていないということでしたので、個人的な調査では、数検を受けたいという、その地区でアンケートも取つたらしく、その中で「どんなものなのか、数検も受けてみたい」ということも私、聞きましたので、是非、しっかりと調査をしていただきたいと思っております。島内全体でどういったニーズがあるのかも必要なのかと思っておりまして、先ほど教育長からは「地域」という言葉がありましたが、島内で例えば子どもたち、小学校、中学校いろいろあると思います、後は大人とかそういった調査も幅広くしていただきたいなと要望になってしまいますが、これはしていくべきかと思っております。それを踏まえて、どういった形でやっていくのか、進めていくべきかなと思っておりますので、まず調査の仕方というのは地域だけではなく、公民館が主でまずやっていくのかどうか分かりませんが、幅広く調査しニーズを把握する必要性があると思いますが、如何でしょうか。

○番外（教育長 野津浩一）

どういった形でニーズを拾っていくか、アンケートを取っていくかという事ですが、先ほどから申し上げているとおり、公民館が各地区に必ずありますので、その地区の意向の拾い方はいろいろあるかも知れませんので各公民館と話をして、子どもから高齢者まで意見は拾えるような形で進めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

○11番（安部大助）

いろいろ細かい部分まで質問させていただきました。

一番は受けたい人たちが、その機会がないということがあってはならないということが、まず大前提かと思いますので、しっかりとニーズを拾っていただいて、そういった機会を場をしっかりと作っていただきたいと思っております。以上で質問を終わります。

○議長（池田信博）

以上で、安部 大助 議員の一般質問を終わります。

次に、4番：齋藤 則子 議員

○4番（齋藤則子）

私の一般質問に入りたいと思います。

まず、「文化財保護、その活用、歴史的意義」について。

これは全般に亘ることなんですが、隠岐の島町の黒曜石は3万年前の旧石器時代に、既に交易の一級品として本土で重宝されていたことが発掘から明らかになっています。黒曜石は隠岐の歴史の始まりの証拠であります。その黒曜石に端を発する文化財が隠岐郷土館の横にありますが、それが何か池田町長はご存知でしょうか。

この丸木船「からむしⅡ世号」が、保管されている小屋の現在の状態をご存知でしょうか。この保管展示小屋は40年間の間に一度でも修復がされたのかどうかは分かりませんが、見るも無残に屋根は破れ、雨風に弄^{もてあそ}ばれる廃屋の様相を呈して、現在では「立ち入り禁止」の札が下がっています。いつからこの状態で放置されているのでしょうか、お聞かせください。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、齋藤議員の「からむしⅡ世号」についてのご質問でございます。いつからという点も含めてお答えをいたします。

郷土館横にある「からむしⅡ世号」につきましては、昭和56年に松江市の小学校教員11名が、縄文時代に海上を利用した物流が可能であったかを検証するため、カナダ産のモミの木で千葉県の遺跡から出土した丸木舟を参考に作製したものと認識しております。

展示当初は、隠岐の伝統的な船小屋建築を模した杉皮葺きの建物に展示しておりましたが、風雨にさらされ杉皮もなくなり、3、4年前から杉板のみとなっている状況でございます。

○4番（齋藤則子）

町長もご存知のように、この丸木舟は今から40年前に松江の小学校の先生たちが、隠岐の黒曜石が本土の縄文遺跡で多く見つかっていることに興味を持ち、黒曜石運搬のルーツを尋ねるため自分たちで丸木船を削って建造し日本海を渡った航海実験だったのです。黒曜石を積み、宮尾を出港し西郷港、島前を経由して七類港までの2泊3日の航海に成功したという貴重な丸木舟です。これは隠岐の島の3万年の黒曜石の歴史を語る証拠となる貴重な文化財だと思います。しかも黒曜石の産地が久見であることから、五箇の「隠岐郷土館」が相応しいと寄贈された松江の先生方の思いが詰まっている文化財です。

以前の私の一般質問は「隠岐郷土館」と「五箇創生館」の展示内容に関するものでした。「からむしⅡ世号」には言及しなかったから、このような取り扱いをされているのでしょうか。入館料を300円とはいえ貰っているわけです、外に展示してあるから入館料は含まれないとお考えでしょうか。それとも、ただ意識が向かなかったというのでしょうか。それが、今まで疎かにされてきた歴史上の文化財に対する保護行政の問題だと思います。

もし、予算の都合で直ぐに修復できないようならば、郷土館脇にある土産物を販売していた建物の中に収納して展示してもよいのではと考えます。文化財が本町の未来を切り開く力があることに対する認識が少し低いと感じています。丸木船、古典相撲、牛突きや御靈会風流等々同様、本町にとって大切な意味を持っていることに全員気づいて、文化財行政にもっと力を注ぐべきだと思います。

次に、「隠岐郷土館」は現在、展示方法を変えて少しほとんど整頓され見やすくなっています。がしかし、隠岐騒動、隠岐コムーンと私は申し上げたいですが、展示内容は大した変化なく旧態依然としています。これではあまり知識もない入館者や観光客にどういう事件だったかが伝わるとは到底思えません。以前にも申し上げましたが、隠岐コムーンの歴史が良く理解できるように、例えば漫画冊子「優しい革命 隠岐騒動」を使っても良いのではないかと考えます。パリコムーンより3年も前に、この日本の片隅の隠岐の島で「住民自治」が行われていたことをもっと声を大にして宣伝すべきと思います。池田町長は、このことについて如何お考えでしょうか。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の「からむしII世号」の保管と「隠岐騒動に関する展示」についての二点の質問にお答えします。

まず、黒曜石と物流における「からむしII世号」の関係につきましては十分認識はしておりますが、「からむしII世号」に対しましての自分自身の文化財に対する認識はご指摘のように、少し甘かったかなと思っております。と言いますのは、「からむしII世号」が復元された物であり、またこの地域の方々でなくて、それは試験的に使われた物を寄贈頂いて展示したことから自分で物流との関係はあるが文化財としての部分、ご指摘のような考えをしてなかつたことは事実であります。

それらを踏まえまして、現在隠岐郷土館、五箇創生館、都万目の民家を含めたエリアを「歴史文化ゾーン」と位置づけ、全体のリニューアルを計画しております。議員ご提案の「からむしII世号」のジオゲートウェイへの移設も含め、専門的な知識を有した方のご意見も踏まえながら、あらためて関係部署と協議してまいります。

また「隠岐騒動」に対する展示についてでございますが、これは私も本当に重要な出来事と認識しております。今後、改めまして展示物、展示方法について、漫画冊子の配布も含め検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○4番（斎藤則子）

今、お答えいただきました「関係部署と改めて検討したい」ということですが、これはいつ頃のことになりますか。

○番外（町長 池田高世偉）

この件につきましては、現在、先ほど申し上げました「歴史文化ゾーン」と位置づけ委員会を開催しておりますので、早々に指示したいと思っております。

○4番（齋藤則子）

今大変うれしいお言葉をいただきました。早々に検討したいということでございまして。

またその早々がいつになるかということがございまして、さらに本当はお聞きしたいところでございますが、早々と言えばなるべく早くということで、今年度中とかそういう風に考えております。

次に、以前私が「一般質問」で取り上げた有木の大光明寺の黒仏と那久の遍照院と神宮寺の木彫仏像八体は無事保護されましたが、保護されてから有に1年以上は経過していると思います。その後運び込まれたままの状態で保管されていると思います。これら仏像彫刻についての今後の計画、方向性をお聞かせください。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、齋藤議員の「旧今津小学校に保管中の仏像彫刻の今後の計画」についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘の仏像彫刻等につきましては、昨年度より島根県立古代出雲歴史博物館にご協力をいただき、町内の仏像・神像を対象に「木像保存調査事業」を進めているところでございます。その中で、先ほど議員のご質問にもございました数体の仏像を旧今津小学校、隠岐の島町総合学習センターでございますが、ここに保護しているところでございます。

この調査事業につきましては、古代出雲歴史博物館の学芸員の方に昨年度と今年度、それぞれ2回お出掛けいただき、合併前の「町村誌」や地域の方からの情報を基に現地調査を進めてきたところであります、すでに多くの貴重な仏像等が確認されているところでございます。

今後の予定といいたしましては、来年度も2回程度の調査を実施し、ひと通りの調査が終了する予定となっております。

文化財の指定や、保存活用に関する重要な事項につきましては、教育委員会が「隠岐の島町文化財保護審議会」に諮問し調査審議することとなっております。今回のこの調査内容をとりまとめ、審議会委員の皆様のご意見を伺いながら、文化財としての指定や保存活用につきまして、方針を決定してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

○4番（齋藤則子）

今のご答弁で仏像、神像の「保存調査事業」が進められると聞き少し安心したところです。

また、来年度も調査が実行されるようでございまして、それを期待するところであります。

有木の大光寺の黒仏も「西郷町誌」にも、また隠岐の文化財にも取り上げられていたのにも関

わらず、私が質問するまで 40 年間ずっと放置されてきた結果が黒仏の首が取れてしまったということです。600 年の歴史を耐えぬいてきた貴重な隠岐の歴史の生き証人でもある文化財にもっと早く気づいていたらと悔やまれます。

本日の質問の趣旨は文化財保護全般なんですが、「からむしⅡ世号」や「黒仏」は一つのきっかけにすぎません。当時は地下の文化財の発掘しか担当者がいなかったわけで、現在の行政の責任ではないのですが、この黒仏やまだ 40 年しか経っていない「からむしⅡ世号」の惨状を肝に銘じ、スピード感を持って隠岐の島町の文化財の全数調査や見直しが必要ではないかと思います。来年度だけでも足りないという風に考えています。

また文化財行政の今の人員では、この長い歴史を誇る隠岐の様々な文化財を把握、管理するのは到底無理だと思います。今後、調査が進むにつれまだまだ出てきます。よって、学芸員の雇用は不可欠です。地域おこし協力隊員を増やすことも必要です。この一例として、先日布施の「浄土ヶ浦祭り」では野津 大先生が収集された物の一部である貝殻のさらに一部ですが、一人の地域おこし協力隊員が大きな教室の床一面に、それは見事に種類別に整然と並べて「ヴァンダーカンマー」と名付けて展示してありました。

こういう文化財の活用はとても大事なことです。そのためにも「文化振興係」の人員を拡大すべきと考えます。これら古い文化財のみならず、戦後 78 年が経ち、先の大戦のことを物語る品々も今の内に収集しないと近い内に散逸、喪失してしまいます。「平和教育」のために、何としても必要と思われる軍服、千人針等、また戦地を知る手がかりとなる物、はがき、手紙等、戦時中の様々な物を収集し、平和教育に寄与すべきと考えます。

聞いた話ですが、出雲市ではすでにそれを行っていて、図書館などに展示用に貸し出しているそうです。「良いことは積極的に真似しましょう」このことについて、池田町長は如何お考えでしょうかお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

文化財の保護、継承を町としてどう考えていくかというご質問と受け止めてます。

まず、全体的なことの前に木像の保存調査事業につきましては、これも自分の認識の甘さもありますが議員ご指摘の契機にきちんと見直すべきだという事から、この調査を事業に至り令和 6 年度の 2 回の調査で合計 70 体前後を調査するということになっています。まず、こういったとこから文化財行政を進めていきたいと思っております。

議員がお考えになるように、専門職員の配置について、まだまだ今後、わが町の歴史、文化からいくと不足しているというような思い、ご指摘は十分理解しておりますし、またその

ような方向での検討も必要だとは思っております。なかなか「直ぐにそうします」とはここで言えないところであります、町全体の文化財につきましてはさらに「肝に銘じて」一つひとつ取り組んでまいりたいとは考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○4番（齋藤 則子）

町長のご答弁に期待することにいたしまして、以上で私の質問は終わります。

○議長（池田信博）

以上で、齋藤 則子 議員の一般質問を終わります。

ここで、11時00分まで休憩といたします。

（本会議休憩宣言 10時46分）

○議長（池田信博）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣言 11時00分）

引き続き、一般質問を続行します。

次に、7番：村上 謙武 議員

○7番（村上謙武）

通告しております内容について質問を始めたいと思います。

はじめに、「高校生ビジネスプランコンテスト再開の提案」について、町長の見解を伺います。

「高校生ビジネスプランコンテスト」については2020年に開催されてから3年間、開催されていない状況にあります。その理由は、コロナウイルス感染症による開催中止と考えますが、コロナ禍も沈静化した状況となり、高校生ビジネスプランコンテストを再び開催すべきではないかと考えております。

そう考える理由ですが、Z世代と呼ばれる高校生の柔軟な発想や感性を、本町の地域振興や活性化に活かせる可能性があるのではないかと考えるからであります。

令和6年度に開催できるのであれば、私は次のような観光振興につながるテーマを設定し、実施してはどうかと考えております。

1つは、島の特性を活かした冬期の観光客や来島者の誘致につながる観光メニュー やイベント等について。

2つ目は、隠岐ユネスコ世界ジオパークの魅力や価値を活かした観光メニュー やイベント

等についてであります。その他にも、いろいろなテーマの設定は考えられるとは思いますが、高校生ビジネスプランコンテストの再開について、町長の見解を伺います。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、村上議員の「高校生ビジネスプランコンテストの再開」についてのご質問にお答えします。

「高校生ビジネスプランコンテスト」につきましては、次世代を担う高校生ならではの斬新かつ柔軟な発想で、実現可能なビジネスプランをご提案いただくことを目的として、平成24年度から開催しております。

しかしながら、コロナ禍の影響と、ご提案いただいたプランを事業化につなげることが困難であった点などの課題がありましたことから、コンテストの在り方を再検討することを踏まえて、令和2年度をもって開催を休止している状況でございます。

議員仰せのとおり、高校生の柔軟な発想や感性を、本町の地域振興や活性化に活かすことは、大変重要であると考えております。

近年では、高校魅力化の活動などを通して、それぞれの高校の特性、専門性を活かし、町内事業所と連携した、ふるさと納税の返礼品、ごみ問題対策などのご提案をいただいております。これらのご提案は、積極的に町政に反映させていただいているところであります、本町の高校生が一堂に会し、アイデアを発表し、その成果を評価する場を設定することは、キャリア教育を推進するうえでも必要であると考えております。

今後は、ビジネス、事業化という点にこだわらず、広く町内事業者と連携し、地域活性化と地域課題解決につながる提案の場となるよう、改めて各高校との相談を行いながら、コンテストを再開したいと考えております。

議員ご提案の観光振興につながるテーマを設定したコンテストにつきましては、隠岐の島町観光協会、隠岐ジオパーク推進機構の事業での実施を含め検討したいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願ひいたします。

○7番（村上謙武）

町長の答弁をいただきました。「コンテスト」を開催したいと、来年度とは言ってないですが、コンテストを再開したいと考えているというご回答がありました。

そして私の提案したテーマについても、検討してまいりたいということですので、これ以上再質問をする必要はないのかなと思っておりますが、ただ一点、この件について町長に伺いたいということがありますので、2020年度までの「高校生ビジネスプランコンテスト」を

拝見していて感じたことなんですが、非常によい取り組みで高校生たちも一生懸命考えてプランの発表をします。なかには、非常にいいプランもあります。その「コンテスト」は発表、審査まですごくいいのですが、その後、なかなか高校生たちが提案した内容が具現化しないというか、発展しないというところがあるのではないかという風に私自身感じています。

今後、これを再開するにあたっては、その「コンテスト」発表での素晴らしい提案に関しては、行政、町がもっともっと積極的に支援し協力をして発展させるというような取り組みは、今後絶対それは必要不可欠かと思っています。そういう面でも、予算面でもそういうふた裏付けあるような対応を今後していただきたいという風に思っておりますけど、町長、この点について見解をお願いします。

○番外（町長 池田高世偉）

提案いただいたものについて、もう少し積極的に町が支援していくべきではないかというご質問だと思います。以前開催した時から、その考えは持ちつつ一緒になって試作品を作ったり、販路を考えたりする中でやってきたのですが、なかなか事業ベースにならなかつたというのも事実です。町が支援をしないということではなく、支援は今後も積極的にしていく考えです。

先ほどもお話しましたが、ある木工の会社と一緒にになって隠岐高生が作った「知能的おもちゃ」についても、ふるさと返礼品にするなど我々としてもそういう部分では応援して行きたいと思っておりますし、目的は「ビジネスプラン」というやり方から町内事業者と我々も一緒にになって連携をして、先ほどの「おもちゃ」のような形でどんどん作っていけばいいと思っておりますので、「ビジネスプランコンテスト」というようなプレッシャーをかけるのではなく、ある意味、そういう目的を持ちながら、るべき方向のものについてはしっかりと受け止めてやっていきたいと考えています。

○7番（村上謙武）

確かに町長が言われるように、高校生のそういう良いアイデアに対しては町も一緒になって取り組んできたということも理解しておりますけども、私はさらにバージョンアップしてほしいなと言うのが、私の意見です。

この件については、これで終わりたいと思います。

続きまして、本町独自の「竹島の日」記念行事等の開催についての提案について、町長の見解を伺います。

毎年2月22日、松江市に於いて「竹島の日」記念式典、竹島・北方領土返還要求運動県民

大会が開催されています。

島根県知事、隠岐の島町長を始め、与野党の国会議員、政府代表、県会議員、本町議員の他、多数の出席者のもと開催されていますが、本町におきましては「竹島の日」に合わせた形での記念行事等は近年行われていないと理解しています。

先日 11 月 19 日に、町民ホールに於いて、下條正男氏の「竹島講座」があり、竹島問題に関する日韓両国の歴史認識の違いや両国政府の対応の違い、両国の竹島に関する学校教育の取り組みの違いなどについて、「竹島問題と東アジアを見る視点」という切り口での講話がありました。講話の中で、下條先生から「隠岐は竹島問題を抱えているから重要である」「隠岐を日本の原点としたい」という発言がございました、それを聞いた時に何故か、隠岐島民の一人として、何とも言い難い気持ちになり、竹島の本籍地である本町も今以上に何かなすべきではないかという思いになった次第です。

そこで、2 月 22 日の「竹島の日」を迎える前に、本町でも竹島返還実現に向けての記念行事または集会等を行い、竹島問題についての啓発活動や竹島に対する島民の気持ちを、県や国に対して積極的にアピールすることは必要ではないかと考えますが、町長の見解を伺います。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、村上議員の「本町独自の「竹島の日」記念行事等の開催」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、島根県が平成 17 年に制定した「竹島の日を定める条例」により、例年 2 月 22 日の「竹島の日」には、松江市の島根県民会館におきまして「竹島の日」記念式典が開催され、島根県知事、国会議員等の関係者及び隠岐島から「竹島領土権確立隠岐期成同盟会」の関係者 20 名余の方が参加しております。

ご質問の、本町独自の「竹島の日」記念行事等の開催につきましては、平成 22 年 10 月に開催しました「竹島領有権確立運動 隠岐の島集会」以降、本町で式典等は開催されておらず、町内における竹島問題の啓発活動に繋がっていないのも事実でございます。

このような現状を踏まえ、本町におきましては、総務課竹島対策室に専属の係長 1 名を配置し、竹島資料収集施設における展示、竹島問題を考えるバスツアー及び、下條正男先生を講師にお招きし、「隠岐高校竹島学習」を実施するなど、町内外に対しての啓発活動に努めているところでございます。

また、「竹島領土権確立隠岐期成同盟会」として例年実施しております要望活動では、内閣

府をはじめとする国の関係機関並びに国會議員に対しまして、隠岐島民の想いを強く訴えてまいったところでございます。

今後の啓発活動の推進の一つとして、「本町独自の記念行事等の開催」の必要性は、重々感じておりますが、実現するためには国と島根県及び議員の皆様のご支援とご協力が不可欠であると考えております。

既に島根県に対しまして、来年度以降の町独自の事業計画について協力を求めております。引き続き、島根県と情報共有を図りながら、啓発事業等についての協議を重ねてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○7番（村上謙武）

それでは、再質問させていただきます。

町長の方から、「来年度以降の町独自の事業計画について、島根県に対して協力を求めています」という答弁がございましたが、この来年度以降の町独自の事業計画の中に、先ほど私が質問した内容の町独自の「竹島の日」にあったような形での記念行事というのを含まれているのか伺います。

○番外（町長池田高世偉）

ご質問は町独自の式典の開催が、今回の県への「要望」に含まれているかということではございますが、即決で言いますと、隠岐の島町と松江市との2か所開催についての要望もすでに県の方に伝えてあります。

そして、12月19日には10時からございますが、総務部長との時間をとっていただいておりますのでそのことを。「竹島の日20周年記念事業」として、20周年が令和7年2月22日となります。令和7年です。他にも下條先生を町独自として顧問を依頼したり、竹島日のポスターを島根県と合同で、今のが古いですから再度作って啓発しようとか、たくさん細かい項目がございますが、ご質問のお答えとすればそのような要望をしています。

○7番（村上謙武）

令和7年に「竹島の日」から20周年を迎えるというような内容で、それを記念して松江市と本町の2か所で記念行事を行うという答弁がありましたので、次の機会には是非、開催されるかなという風に理解をしました。

内容なんんですけど、現在松江市で行われているような形の縮小版になっては、何となくちょっと残念だなという気もします。やはり、本町独自ですので本町がしっかりと指導的な考え方で、そういう内容をしっかり計画、立案して県、国の方に提案するようななかたちでは是非、

やっていただきたいなという風に思っています。その中で一つだけ本町として、重要な問題としては、これは本町だけの問題ではないですが、平成11年に「新日韓漁業協定」というのが締結されて、その際に暫定水域というのが設定されました。暫定水域内においては韓国、日本の漁船が自国のルールに基づいて漁業ができるという内容になっているのですが、実際現実問題は暫定水域は、かなり広い日本海の水域面積がありますから、その中で日本の漁船はなかなか自由に操業は出来ないということをよく聞きます。

これは非常に重要な問題ですので、そういったところに焦点を合せたようななかたちで水産庁、保安庁、JF、漁業者等が一堂に会して「シンポジューム」等を開催する。是非、そういったかたちで。実態について、漁業に関係しない隠岐町民もそういった実態を理解し、共有認識を持つというのも重要ではないかと思っております。そういったところで日本漁船が自由に操業出来ないという実態が明らかに分かった場合には、本町としても韓国政府に対して「日韓漁業協定」を遵守、秩序ある操業をするようにという「抗議文」を出すぐらいの行動が必要ではないかという風には思っております。

まず本町は行動を起こして、そしてアピールするということが一番大事かなと、「竹島の日」の条例が制定してからもう20年近くなるわけですから、そういったことに関しては毎年内閣府大臣等に「要望」活動はしているのですが、現状、変更がほとんど見られないというのは、やはり問題かなということで、そういったところまでも本町としての活動をやっていただきたいなと思っておりますが、町長の見解を伺います。

○番外（町長 池田高世偉）

20周年の時の隠岐の島町と松江市の2か所開催の、隠岐独自の「竹島の日」の開催の中で「シンポジューム」も含め、暫定水域にかかる案件についての議論をしたら如何ということございます。

まだまだ今後、協議していかなければならぬ点がありますが、現段階で県の方にお願いしているのが、2か所でやるのですが1つは、こちらから映像で「竹島集会」に参加するための、今までどおりその部分は参加してくれと、ほかの部分はこっちでやらないけないことの、今おっしゃることの今後の検討ですが、内容を詰めていかなければならぬですから、「竹島集会」も映像でいうかオンラインで参加できますので、そういったことの検討をしましょうということ。もう1つは、暫定水域の海洋調査について島根県に。島根県の調査船によって浜田沖周辺の海洋調査へ我々も関係者も含め、そういったことをきちんと取り組んでいることのため、海洋調査船への乗船もお願いしていると。これが詰めていきますと、

今、県の方に要望している内容でございます。

○7番（村上謙武）

町長の答弁の中で今後の啓発運動の推進の一つとして、本町独自の記念行事等の開催の必要性を重く感じているという風におっしゃってます。まずは、実現するためには国と島根県及び議員の皆様のご支援とご協力が不可欠であるという風に言っておられますけど、やはり、それまでに本町の町民の代表である町長が強い意思というのが、一番不可欠な条件ではないかなと。「できる、できない」じゃなしに、「やるか、やらない」かという。「やるんだ」という意思表示を、それに向けた行動、情報発信が一番不可欠な条件ではないかなという風に考えておりますので、その辺について最後に気持ちをお聞かせください。

○番外（町長 池田高世偉）

竹島に対する本町の、町長としての、町としての決意という面だと思っていますが、この件については本当に、最近の「竹島の日」でも少し池田は過激でないかという風なことも言われていますが、自分の思い、島民の思いを率直に「竹の島の日に何もできていない」という風に言っておりまし、また今回もご報告しましたように5つの竹島の「要望」をしても、教科書以外はまだまだ一切、実現していないということで國の方にも強く要望しています。

決意という意味では、令和6年度以降、20周年も含めて、まず担当部署として県の方に要望しております。更に12月19日にと申し上げたのは、総務部長に直接「島根県の協力が足らないよ」ということを申し上げに出掛けると。また、こういったことを言いますと、過激な書き方をされますけど、思いはそういうところにあると言うことです。

○7番（村上謙武）

終わります。

○議長（池田信博）

以上で、村上謙武議員の一般質問を終わります。

次に、13番：石田茂春議員

○13番（石田茂春）

それでは「水道基本料金の見直しと免除」について、質問いたします。

基本料金に関しては、平成23年3月の定例会で私が「一般質問」いたしました。

料の原則で言えば、自分で使用した使用量を使用料金として納付する。当時の町長答弁では、水道施設の改築、更新、維持管理が中心となる時代における負担の公平性を考えていく上で、料金改定、料金体系がいいのか併せて検討する。当時の基本料金は970円そしてメー

ター使用料が 145 円ありました。

その後、平成 30 年 4 月に料金改定があり、基本料金 1,167 円そして 145 円のメーター使用料、また令和元年 10 月料金改定、基本料金は 1,189 円そしてメーター使用料、料金改定毎に上がっています。そして、現在に至っているところであります。この期間、検討したか、しなかつたか分かりませんが、結果は基本料金の値上げ。

「令和 4 年度水道事業会計決算概要」等を拝見する限り、近い将来、料金改定があるようと思われます。少し料金が下がるか、それとも値上げするか分かりませんが。

まずははじめに現行の水道使用料、これは基本料金のことです。算定基準が妥当なものか否かであります。「上下水道事業経営戦略」では計画期間が令和 4 年度から令和 13 年度まで、その中で財源についての検討項目では、料金改定にあたっては 3 項目について十分検討を行うことと明記してあります。

復習のため聞いていただきたい。一つ、基本料金と従量料金の収入割合の見直し。二つ目、給水原価を下回っている料金単価の見直し。三つ目、遅増度の見直しであります。

独居老人世帯が当時よりも増加していると思われます。その一方では社会現象で世帯が減っていると思われます。使用量に比例した料金体系にできないのか。

5 トンの使用量にも、8 トン使用量にも基礎的原価が掛かり、最低 8 トンを基準としなければならないという、原価計算の根拠があるならば分かりやすく説明いただきたい。

平成 23 年に触れたように、独居老人家庭では 5 トン程度しか使用していないのに 8 トン分の料金を納付しているのが現状であります。

原価計算で 8 トンを基準としなければ企業会計である水道会計の採算がとれないとすれば、福祉政策的見地にたって料金体系を細分化すべきではないか。また物価高騰などに対する支援策として町民に対して数か月間、基本料金を免除できないか。

私なりに試算してみました。令和 5 年 9 月 30 日現在で給水人口 13,410 人、給水戸数約 7,000 戸、これは一般家庭です。単純計算で 1 か月約 935 万円、事務費を含んでも 1,000 万円位でしょう。基本料金免除を行うことは、3 つのまちづくりの一つである「住んでよかったまち」に値すると思いますが。

ここで一番問題になるのが財源です。私が言わなくても、町長をはじめ皆さん方は行政のプロですので、財源をさがして充当するのでしょうか。

料金の値上げの検討ばかり、企業会計である以上営利を目的にしなければなりません。しかしその前に、町民に重い負担をかけないことも考えるべきではないでしょうか。本当に現

行の料金体制でよいのか。町長どう思われますかお伺いします。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、石田議員の「物価高騰対策としての水道使用料基本料金免除」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の「物価高騰などに対する支援策として町民に対して数か月間基本料金を免除すべきではないか」についてでありますと、議員仰せのとおり、近年の物価高騰による食料品の価格上昇や、電気料金の高騰は町民生活に大きな影響を与えております。

上水道事業におきましても、昨年度の電気料金は、令和2年度に比べ約3割上昇してきており、経営を大きく圧迫する状況となってきておりましたことから、現段階におきましては上水道事業として、物価高騰に対する支援策を実施することが困難な状況にあります。

今後は、アセットマネジメントの考えをもとに安定した上水道経営を行うことで、物価高騰に対する支援策が打てるような事業体となることを目指しますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に「現行の料金体制でよいのか」についてでありますと、本町は1か月につき8m³までは基本料金のみで使用できる基本水量8m³を含んだ料金体系しております。

この基本水量とは、公衆衛生の向上、生活環境の改善という観点から、基本料金に一定の水量を付与し、すべての町民、ご使用者に対して最低限の生活用水として平等に確保するという思想に基づいております。

しかしながら、議員仰せのとおり、独居老人世帯の増加などにより1か月の使用水量が基本水量である8m³以下の世帯が増加傾向にあることや、町民の方々の節水努力が報われないなど基本水量のあり方について課題が生じていることは認識しております。

一方、近年問題となってきたおきましても、その対策が急務となっており、現在、水道資産の調査を行い、今後の水道事業の方向性や経営戦略についてまとめているところでございます。

議員仰せの水需要の変化を考えた使用量に比例した料金体系はもちろん、安心で安全な豊富低廉な水を供給できるようアセットマネジメントの考えを取り入れ、安定した水道事業を経営できるような料金体系を、今後検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○13番（石田茂春）

二点ほど再質問をします。

答弁で、上水道事業として物価高騰に対する支援は出来ない。また支援策が打てる事業体になることを目指すと答弁しておりますが、これは非常に素晴らしいことです。しかし、私は少し希望が薄いように思われます。

先ほど述べたように、財源はいろいろあると思います。例えば、国、県からの支援策として「臨時交付金」とか物価高騰に対する支援策等いろいろあると思います。基本料金免除は数か月の問題ですよ。皆さんプロの集団ですので、大いに考えていただきたい。

もう一点は、安定した水道事業を経営できるよう料金改定を検討すると言つておりますが、以前のように値上げ検討ではなく、基本料金の見直しを考えていただきたいと、いうことがあります。この二点、お願ひします。

○番外（町長 池田高世偉）

二点のご質問にお答えをします。

上水道事業として物価高騰に対する支援は出来ない、その財源についてもう少し検討すべきでないかというご質問、そして料金改定にかかる、ただ上がるだけであるという面も含めて、二点について総合的にお答えをさせていただきます。

まず物価高騰に対する考え方、水道料金もその一つでございますが、物価高騰対策については別途物価高騰対策として本年度中にも、また対策をお示したいと思っております。料金の従量体制については、もう少し。議員のご指摘も十分、十分でないかもしませんが理解をさせていただいているつもりですので、もう少し検討させていただきたいと思っております。

料金改定で上げるというイメージは、必ず付きまとってくるわけですが、その料金改定にあたっても現在取り組んでいるのが、各地区2か月毎の検針に行って、それによって営業指數を抑制したり、水道施設を調査して新たな「水道ビジョン」をつくって、今後の町の水道をどうしていくかということも含めた検討の中で、料金改定に取り組んでいきたい。料金改定については、住民の皆さん方も一番心配されておられますし重たい話しですが、今後、上水道事業を継続していくかなければならないという点をご理解いただきたいと思います。

○13番（石田茂春）

終わります。

○議長（池田信博）

以上で、石田 茂春 議員の一般質問を終わります。

次に、2番：牧野 牧子議員

○2番（牧野牧子）

「人口減少対策のために移住定住に更なる推進」をということで、二つお聞きします。

一つは、「地域おこし協力隊のサポート体制」について。もう一つは、「Uターン者の発信の場をつくる」ということについてお聞きします。

今まで多くの議員が地域おこし協力隊について質問されておりましたが、私は今回、違う角度から質問したいと思います。

隠岐の島町に定住を目的として移住される方には、地域おこし協力隊として移住して来られる方と生まれ育った土地に戻って来られるUターン者、自らこの土地、隠岐の島を選んで来られたIターンと言われる方がおられます。

地域おこし協力隊について、ここにおられる皆様はこの制度についてご存知だと思いますが、少しお話しをさせていただきます。

国の政策である「地域おこし協力隊」というこの制度の目的は人口減少、少子高齢化、など過疎地域等の条件不利地域に都市地域の方々が移住し地域協力活動を行って、その地域の定住・定着を図る取り組みであり、実施の主体は地方自治体で、国が活動に要する経費や定住定着のため起業、事業継承に要する経費などを交付税で支援しているものです。

この制度は平成21年から開始されており、令和4年度は6,400人以上の隊員が活躍しています。我が町内にも現在6人の隊員が来られています、任期は概ね1年から3年間で町内の地域活動をしており、これまでに協力隊活動後にも隠岐の島町に定住、定着された方は16人おられます。

先般、10月に五箇の生涯学習センターで五箇こぞって会主催による「隠岐の島地域おこしたい」発表会が開催され、私も拝聴させていただきました。

地区周辺で活躍するUターン者や現職地域おこし協力隊がそれぞれの活動報告をしていました。そんな中、海士町の取り組みも聞くことが出来ました。内容は、協力隊や集落支援員を多数募って、その土地に合った方々を発掘していくなどのお話しも聞きましたが、私は隠岐の島町の取り組みとして、少数であっても協力隊や集落支援員一人ひとりに向き合うサポート体制をとっているため、協力隊員の定着率が少しづつ上がっているものと認めています。

ですが、この制度をさらに推進していくには課題もあるように思います。協力隊を卒業された方からお話を聞く機会がありました。良かったことは、「役場の方々や地域の方たちとの顔つなぎが出来たこと、地域に喜んでもらって、自分が活かされていることに実感ができ、やりがいがあった。たった3年間で自分を売り込むチャンスを貰えた」といったお話もして

くださいました。しかし、配属先によっては環境の違いがあり、役場や地域から求められていることと、自分がしたいことにギャップがあったこと。横の繋がりが弱く孤独を感じたなどの声もあり、行政のサポート体制を強化する必要性があると確認しました。

この制度は公益性を含んでいることから、地域と町が課題を共有して協力隊にしっかり課題をお伝えし、理解していただく必要があるように思いました。そこで町長にお伺いします。

質問の一点目です。町の方針と地域の課題が協力隊の方と共に認識できるようサポートについて、お考えをお聞かせください。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、牧野議員の「町の方針と地域の課題を、協力隊の方と共に認識できるサポート」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、本町におきましては、地域おこし協力隊員により地域の活性化が図られ、ひいては隊員の定住に繋がるよう、時には私が直接要望や提案を聞くなど、様々な取り組みを行っているところであります。特に、「本町が求めること」と「隊員がやりたいこと」に食い違いが生じた場合につきましては、都度調整を図り、やる気を低下させないなどの対策を講じてまいりました。この食い違いが、孤独を感じさせてしまった一つの要因であるのではないかと想像するところであります。

これまで、地域おこし協力隊員の募集要項のみでしか「本町が求めること」の内容をお伝えしていなかったことから、採用後に食い違いが生じる場面がございました。このことから、本年度の採用者より、採用前に各課の担当者と面談を行い、より細かな事務の内容の共有を図ったうえで、採用を行っております。

今後につきましても、これまで確立してまいりましたサポート体制をより充実させ、「地域おこし協力隊制度」を活用した、地域の活性化と人口減少の緩和対策に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○2番（牧野牧子）

再質問させていただきます。答弁をいただいた中で、やる気を低下させないための対策を講じてきたけれども、その中でも「孤独」を感じさせてしまったということもある。それから、採用後には本町が求めることと内容にズレがあって、採用後に食い違いが生じた場面があったという答弁だったかと思います。

地域おこし協力隊は国のサポートがある政策ではあるのですが、町が取り組んでいきたいことと、地域が求めている事、そして初めてここに訪れる協力隊といわれる方との意思の疎

通というのが大事だと思っています。町は定住、定着のために来られた方に就業していただいて定住していただく、地区の方は人口減少、高齢化の解消のこともあるってかなり高い期待を持っておられる。そして、その地区に入っていかれる中で、地域おこし協力隊といわれる方には、自分のやりたいこと、自分の能力を発揮してこの地で波及していきたい。都会の雑踏から逃れて自然の中で子育てをしたりだとか、そういう協力隊の方の気持ちも、同じここ の土地に来てることで合致していかないといけないのかなと私は思っておりまして、町の方でも来年度も「つながり創出コーディネーター」等を募集されていて、対策も打っておられると思います。

しかし私がちょっと調べた中で、総務省の地域力創造グループ施策で「地域おこし協力隊全国ネットワーク」でサポートプランというのがあります。そこで募集、受入れ時にもサポートをする。それは町、地域、隊員のミッションのミスマッチを防止するための受け入れのサポート、もう一つは隊員の孤立防止のためにOB、OGが活躍できる場作り等として、日々のサポートに要する経費を令和5年度から特別交付税措置として講じております。この三方がしっかりと合致をしていくためには、事前の制度説明をしっかり地区と協力隊にもすべきではないかと考えておりますが、町長に考えについてお聞きしたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

地域おこし協力隊の食い違いを生じないように方策、サポートをどのようにするかということかと思いますが、最初にご説明しましたように、議員仰せのとおり意思の疎通は大変大事です。その中で従来は本町でやりたいことと違っていたと、それは「募集要項」とでうちが求めることしか言わなかつたから意思の疎通ができないということで、そういったフォローとしては何回も協議しながら、実際あった問題はあったわけですから、その方については配置転換をしていただいて改めて求めるものと、皆さんのがやりたいことを調整した。そういうこともやりながら、「これじゃいけない」ということで先ほど申し上げましたように、採用後に食い違いが生じないように万全とまではいかないかもしれません、万全な方法という風に我々は理解して、求めるものと来られる方の意見調整、十分納得していただいた上で採用しているというのが現状でして、今後も食い違いが生じないよう、また着任後のサポートについてもしっかりとやっていきたいと思っています。

○2番（牧野牧子）

今までの反省も踏まえて、現状維持というか、という風に私は捉えました。

私が先ほど言った総務省の「サポートプラン」といったことも、そういう方たちは地域お

こし協力隊の経験者の方だとか、そういった方のサポートをする政策があるので、そういうところも活用してはどうかといった質問をしたつもりでしたが、うまく説明が伝わってなかつたようですので、そういうたサポートプラン等を活用していかれるのかと思ったので質問させていただきました。もう一度、よければ考え方をお聞かせください。

○番外（地域振興課長 宇野慎一）

私の方からお答えをさせていただきます。国にもサポートセンターがございます。もちろん島根県にもございます。隠岐地域の協力隊OBで組織しているサポートセンターもございます。このことは協力隊員の方、協力隊員の担当の方とも共有させていただいておりまして、相談がある場合は個別に相談をする。担当課でございます私共のサポートセンター、まずは隠岐地域のサポートセンターで解決できない場合は島根県、そこで解決できない場合は全国のサポートセンターへ問い合わせる仕組みを既に構築しておりますので、ご理解いただきまますようお願いいたします。

○2番（牧野牧子）

隠岐にもそういうOBのサポートセンターがあるということで理解いたしました。やはり、身近なところに相談を受けていただくことと、この3年間で起業したいと思われる方もおられますのでそういう方などが、全国の地域おこし協力隊卒業後に地域で活躍されている人たちもおられますので、そういう所にも出掛けて行き取り組んでいってもらいたいと思っております。

国がここまでサポートしてくださっておりますので、国が人口減少について都市部に集中している人口を地方の方で活躍していただく、若者の力をしっかりと地域で発揮していただく、国が重要課題としている政策でありますので、しっかりと取り組んでいただきたいので大いに期待したいと思います。

この件については、これ以上質問はありません。

次に、二つ目の質問にまいります。

地域おこし協力隊の方だけではなく、自ら移住して来られた方もたくさん隠岐の島町にはおられます。私も移住してきたその一人でございます。

自らこの地を選んで暮らしているIターンと呼ばれている人たちは、地域おこし協力隊のように国の施策により移住してきたのではなく、隠岐の島の自然や人との関わりを持ちたいと自らが選んで移住定住しています。だからと言って自由気ままに暮らせるというのではなく、自分のやりがいを見い出すためにも地域活動もしながら暮らしております、その力を

発揮することによって島民の方々に大きな影響力を及ぼしているのではないかと考えています。そんな方々は“よそものの感覚”で隠岐の島の良いところや課題についても様々なご意見などを持っておられます。そういうたった各地域で活躍する移住者の方々にも横の繋がりがあれば、さらに力を発揮していただけるのではないでしようか。

先ほど話にでました、「隠岐の島地域おこしたい発表会」の中に、UI ターン者の活動報告もありましたが、そういうたった方は五箇地区だけではなく、この発表会は五箇地区限定でありましたが、島内各地区に点在しておられますことから、先ほどの質問にあった協力隊のメンバーと各地区で活躍されている UI ターン者が自由に集い、意見交換が出来る場があれば、なお良いのではないかと私は考えます。

また、発信力のある若い世代の方なら、例えば隠岐の島町のホームページなどに移住者や若者の紹介コーナーを設けることで、全国の方々に発信することができるため、島外の方々にも「隠岐暮らしをしよう」「隠岐の島に戻ってこよう」と考える方がいるのではないかと期待ができます。

そこで町長に質問します。UI ターン者の発信の場を町として設けるべきではないでしょうか、町長のご意見をお聞かせ下さい。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、牧野議員の「UI ターン者の発信の場を町として設けるべき」についてのご質問にお答えします。

まず、移住していただいた方が集える場につきましては、現状では、本町が主となり設置や運営を行っているものはございません。しかしながら、地域に目を向けてみると今回の「地域おこしたい発表会」を企画していただいた団体や、地元の人々や移住していただいた方が気軽に集える場所を提供する方がいらっしゃるなど、すでに横の繋がりを創ろうとする動きが、多くあるように感じております。今後につきましても、牧野議員と同じ想いをお持ちの民間の方々と連携し、横の繋がりを創り出す取り組みを行ってまいります。

次に、UI ターン者の方々による情報の発信につきましては、移住していただける方を増やす手法としては、有益であると考えるところであります。このことから、本町が作成しております「移住定住ガイドブック」では、移住していただいた方々の目線で、島での暮らしを紹介する取り組みを行っております。あわせて、ガイドブックにつきましては、本町のホームページでも公開しておりますのでご紹介をさせていただきます。

しかしながら、本町の情報発信力は、まだまだ強化する必要があると感じているところで

あります。現在、移住していただいた方々のみならず、島に暮らす全ての人々、本町のファンの方々、観光で訪れた方々が発信した本町に関する情報を一元的に見ることができ、あわせまして本町からの情報も提供できる仕組みづくりに現在取り組んでおります。更なる情報の発信により、UI ターンの促進はもとより、地域の活性化に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○2番（牧野牧子）

町長の方から前向きな話を聞けました。再質問ではありませんが、I ターン者に限ってではないですが、やはり地元の方と移住者、どちらかに寄り固まってしまわないように、地元の方々ともそういった移住者ばかりが集まてしまわないように、せっかくこのようなコミュニティの場を設けてくださってますので、地元の方々ともコミュニケーション、意見交換の場をつくっていただければなと思います。質問を終わります。

○議長（池田信博）

以上で、牧野牧子議員の一般質問を終わります。

ここで、13時30分まで昼休憩といたします。

（本会議休憩宣言 12時10分）

○議長（池田信博）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣言 13時30分）

一般質問を続行します。

次に8番：菊地政文議員

○8番（菊地政文）

町長他数名、ポーランドクロトシン姉妹都市交流視察に大変お疲れ様でございました。非常に意義があったと思われます。独眼竜から多眼竜政宗になって帰つて来たのではないかと思っております。

はじめに、まだまだコロナ禍による地域社会の変化、日々進化を遂げるAI及びデジタル社会、収まらないウクライナ侵攻とブリックスの拡大、本町においては少子高齢化による人口減少と第一次産業の衰退、これを塞げなければ行政の舵取りが問われることであります。

このような観点から質問に入ります。

隠岐の島町の第一次産業、農林水産業について、質問は三点あります、一点ずつ伺いたいと思います。

「隠岐の島から牛の値を上げる対策」はということです。

隠岐の島の恵まれた環境の中で長い歴史を司る農業・漁業・林業がそれぞれ独特に受け継がれてきた産業に町は、この先どのように考え方据えているのか。

そこでまず畜産についてですが、11月の競り市では引き続き安値の結果であります。隣県の鳥取県と比べてみると約半値のような結果です。隠岐の島のみならず島根県全体が、安値で、長い間このような経験がない状況です。生産者、JA隠岐、本町含め今後の取り組みをより一層高めていただきたいと思います。

そこで、隠岐の島から牛の値を上げる対策として、町長のお考えをお聞きします。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、菊地議員の「隠岐の島から牛の値を上げる対策」についてのご質問にお答えいたします。

全国的に、飼料や資材といった生産コスト全般が高騰する一方で、物価高から牛肉消費が落ち込み、枝肉価格が低迷したこと、全国的に子牛の導入価格を抑える動きが拡大し、令和4年春先まで80万円前後で推移しておりました子牛価格は50万円台前半まで価格を下げております。

このような状況から、国は7月から9月に取引された子牛に対して21年ぶりにセーフティネットである「肉用牛子牛生産者補給金」を発動し、さらには「和子牛生産者臨時経営支援事業」を拡充し、下落部分について支援している状況であります。現在、補正予算での緊急対策や令和6年度当初予算に向けては、牛肉消費拡大、肉用牛子牛対策の強化について議論がなされていると伺っております。

隠岐の家畜市場の動向につきましては、全国と同様な動きであり、7月と11月市場における子牛価格は平成24年以来の30万円台半ばと、経営環境は非常に厳しい状況にあります。

平均価格が低いことの要因につきましては、子牛単価に大きく影響するのはやはり血統であり、隠岐市場では繁殖雌牛の更新が進まず血統が古い場合があること、隠岐市場は4か月に一度の開催ということで全般的に小さい子牛が取引きされていることがあります。市場の開催を増やすことは市場規模から困難ではありますが、価格上昇のための繁殖雌牛の更新につきましては、現在行っている更新補助や受精卵移植の取り組みを、引き続き進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○8番（菊地政文）

答弁ありがとうございました。非常に隠岐の島町の繁殖雌牛のこと等、受精卵移植の件に

ついて補助、支援をしていただいたりして、そういうことがずっと続いていると思います。そこで、この辺でもうそろそろこの対応というのをチェンジしていただきたいなと思いまして、一度実証実験などをとって変革できるような取り組みをしてみては如何でしょうか。

というのは、12月9日文化会館に於きまして、青森県から「奇跡のりんご」を作った木村先生が来られて、この先生の話を聞くと実証実験を12、13年やり、無報酬でその奇跡の自然農法で栽培した「りんご」を成功したという話を聞きました。全国的に見ても、また島根県のなかで見ても、隠岐の独特の牛に対する育て方、非常に個人の畜産農家もまめに努力しておられます。この辺で個人の業者並びに異業種で参入している大きい業者でもかまいません、一度モデル事業として、今までにない取り組みを考えられないものか、町長のご意見をお伺いします。

○番外（町長 池田高世偉）

菊地議員の先ほどのご質問、今後、隠岐独特の取り組みが実証でもモデル事業として出来ないかということだと思いますが、菊地議員のおっしゃる思い理解できますが、今ご指摘を受けて実証実験、どういうかたちなのか、その実証やることがモデル事業として年数をかけてやれば出来るのでしょうか、例えばいろんな授精の部分の改良でしょうけど、今もそれをやりつつありますが更なることなのか、ちょっと革新的な取り組みをして隠岐独特の牛があるから、極端にいうとブランドの牛として高価格なものをつくっていくべきだというご意見には理解もし、そういった方向があればという思いはあります、少し今具体的に、自分としての思いとは別にイメージが沸いておりませんので、具体的なお答えが出来なくて申し訳ありませんが、思いはそういう思いがあります。

もう少し専門家と担当部署と、今後どうしていくか更に詰めていくということはお約束であります。

○8番（菊地政文）

答弁ありがとうございます。まさしく町長が言われたことなんですが、私は具体的にどうしよう、こうしようというのではありません。ただ、一頭の母雌牛から産む子牛は大体12頭から13頭ということなんです。それを半分にしてでも、実験してみるとか。後、実証実験については、農林水産課長等に動いていただいて、島根県の産業振興財団やいろんな酪農、畜産関係のご意見番がたくさんおられますので、その辺と取り組んで新しい「隠岐モデル」というぐらいになるような畜産の事業が確立できるようにしていただきたいと思います。畜産の質問は以上です。

二点目、水産業では、わかめの生産であります。わかめは特に養殖もの・天然ものと自然を活かした大事な產品と思われます。

わかめの強みを生かし、わかめのあらゆる部位を使っての加工、本町の代表的な「板わかめ」ですが、携わる方の減少など、この技の継承の支援など。最近は異業種参入でわかめの加工は、若干上を向いておりますが、以前から比べてみるとまだまだ少ないとと思われます。今後のわかめの天然もの・養殖ものの事業に対しての支援、対策、継承について町長の考え方をお聞かせください。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、菊地議員の「わかめ事業に対する行政の支援策」についてのご質問にお答えします。

わかめの加工につきましては、平成29年度及び令和元年度に、それぞれの町内事業所が「雇用機会拡充事業」を活用し、わかめ加工にかかる施設整備を行い、塩蔵わかめ・板わかめの生産に取り組んでいます。

昨年度からは、「離島漁業再生支援交付金」を活用し、新たに養殖わかめの種苗生産施設を設け、町内の生産者に対しわかめ種苗の配付を行っております。また、「新規沿岸自営漁業者」として認定を受けた方のうち2名が昨年度から養殖わかめの生産・加工に取り組んでいます。

本町といたしましても、「隠岐わかめ」は特産品の一つとして位置づけており、わかめの生産・加工事業は、将来的に引き継いでまいりたいと考えております。わかめ事業者、また新たにわかめ事業への参入を考えている方に対しまして、支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

○8番（菊地政文）

答弁ありがとうございました。わかめの養殖関係は非常に大事だと思います。

隠岐の島町がこの間「ゼロカーボンシティ宣言」をしまして、その中でこのわかめの養殖、天然わかめというのはブルーカーボンで海での二酸化炭素を吸い上げる、その辺でも強いものがあると思うのです。その意味でもますます、ブルーカーボンのためにわかめの養殖関係を強く進めていただきたいと思います。返答はいりません。

最後に三番目、林業に関してですが、森林は山の保全、水源の涵養など島に有形無形の恩恵をもたらしています。近年では地球温暖化で局地的な豪雨が頻発を背景に森林の保水力・二酸化炭素の吸収などの公益的機能に対する期待がますます高まっており、森林の整備の推

進が強く望まれています。

しかしながら、森林、林業、山村を取り巻く状況は造成された人工林が利用期を迎えてい
る一方で長期にわたる木材の価格低迷により、森林所有者の経営意欲の減退や所有森林の無
関心化、所有者の境界不明な森林の存在など課題が山積しており必要な整備がなされていな
い森林が増加しています。

これから森林・林業に対して町長のお考えをお聞かせください。まず、木材の単価を上
げる対策をお願いいたします。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、菊地議員の「木材単価を上げる対策」についてのご質問にお答えします。

本町におきましても、長らく林業が低迷した影響もあり、所有者の世代交代、島外森林所
有者の増加など様々な要因から適切な管理が行われていない森林が増加しております。

一方で、町内の木材生産量は、海上輸送費の支援などもあり、島外出荷が毎年10%を超
える伸びを見せていることや、環境の面からも持続可能な形で森林を管理し、更新していくこ
とが必要であると考えております。手入れが行き届いてない森林につきましては、行政が所
有者から経営管理の委託を受け、地域の林業事業者に再委託する「森林経営管理制度」など
を活用し、森林の保全・更新に努めてまいります。

木材流通につきましては、現状、単価が劣る合板用、バイオマス発電用の出荷が大半を占
めておりますが、価格設定が高い製材用原木の出荷拡大を図ることが収益性の向上につなが
ります。今年度、下期からは広島の製材会社への出荷量が倍増されることとなりましたが、
隠岐の木出荷共同体、島根県などと連携し、さらなる販路の拡大に取り組んでまいりますの
で、ご理解いただきますようお願いいたします。

○8番（菊地政文）

木材の単価を上げる努力はされているという、新しくは広島県内を視野に入れてやられて
いるということは非常に良いと思いますが、もう一つ、私どもの知り合いで高齢の方ですが、
20数年前から松江にあります「ジェトロ世界貿易振興財団」の会員になって、隠岐の島の杉
材を中国の方に5年続けて営業に出掛けた人が隠岐にいるのです。民間の中で、杉材を海外
に営業をかけた人がいるのです。この森林を大事にすることと、木材を切ることによって山
の循環が非常に良い作用が起きるので、その辺でもっともっと大径木を処理するようななかた
ちで販路を広げてほしい。

話は変わりますが、「ジェトロ」というと海外に目を向けています。

私はクロトシンとの姉妹都市の件で「ジェトロ」にアポを取り、要件を話し先月 11 月 16 日に訪問したところ、そこには島根県産業振興財団の方 1 人、県のブランド推進室の方が 2 人おられて 4 対 1 でいろいろな話をさせていただいたのですが、感じたことは視点を変えながら物を進めるような民間と官との視点を組み合わせればもっと良いものが出来るのではないかという思いで帰って来て、2, 3 日後にちょうど町長たちがクロトシンに行くという話を聞き、「ジェトロ」の話もちょっとしたかったですが、管轄が自治組織のところでの交流をしているので止めておきました。話がズレましたので元に戻します。

諸々申し上げましたが、コロナ禍に続く国際状況の緊迫、島内にある様々な課題に町民は言いようのないものを感じているのではないかと思います。町民の一人として私たちは、子どもの未来にどんな地域を残していくのか、行政の価値観と通じる「誰もが、誰かの、たからもの」、これは県のスローガンですが、単なるスローガンでなく、子どもたちが生きる未来の明るい地域の姿が具体的に目に浮かぶような広聴・広報に取り組み、多くの若者に選ばれる島となることと、先ほど言いましたが官、民の視点が上手に噛み合う事を念願して質問を終わります。

○議長（池田信博）

以上で、菊地 政文 議員の一般質問を終わります。

次に、12 番：前田 芳樹 議員

○12番（前田芳樹）

それでは、質問をいたします。

まず一点目、「幹線町道沿線の除草と雑木伐採管理」についてであります。

町道沿線の除草と雑木伐採について、私は過去に 2 回、質問と提案をしてまいりましたが、今一度質問をさせていただきたいと存じます。

除草につきましては、長年に亘って地区民がしていた除草奉仕作業は道路管理者に責任があるから、町がするべきだと指摘提案をしてから後は町が幹線町道沿線の幅員 1m を除草するようになっていました。これは非常に良かったのであります、それが現在では言い訳程度の幅員 0.5m に減じられている状態であります。請負業者減少と人手不足のせいらしいのですが、やはり、幅員 1m 除草にしなければ沿線の清潔感はでてこないのであります。今後は町の除草班を拡充しても対処をするべきではないでしょうか。

今年の 9 月頃であったと思いますが、本庁舎の敷地内全域に雑草が繁茂して大変見苦しかったので、担当課長に「少なくとも本庁舎の敷地内は町の顔であり、来訪者への印象に大き

く影響するから絶えず綺麗にしておくべきではないですか」と申し入れまして、翌々日には非常に綺麗になっていて驚いたことがありました。「ああ、よくやってくれたのだな」と安心したことと同時に、そういう迅速に対応する姿勢を見せてくれたことに対して一瞬嬉しさを感じたことがありました。幹線町道沿線も町の顔でありますから、町民はもとより来島者への印象を大きく左右するので絶えず綺麗にしておく必要があります。幅員 1mの丁寧で綺麗な除草に戻しては如何でしょうか。

また、町内一円の幹線町道沿線の雑木伐採に関連して、久見 20 号線と代地区経由北方までの漁港関連道区間では町道沿線から道路上に覆いかぶさっている、オーバーハングになって視界を遮っている雑木を 10 年に一度ぐらいは道路境界標識まで伐採をするべきではないか、と過去に提案質問をしたことがあります。

その際の答弁では残念ながら「予算が足りなくて出来ません」ということでございました。しかし、今年から何処かの地域では道路境界標識までの雑木伐採をしたとも聞きました。最初に指摘をした最もひどい状況である箇所から対処すべきではないかと私は感じました。この区間の町道は、地区要望が提出されてから随分と年数も経過しましたが対処をしていないのでありました。一見、この先に人が住む集落があるのだろうかと見まごう状態でもあります。道路を開設した時の沿道の姿とはかけ離れた惨状となっているのであります。

過去に、こういった事柄を支所に要望しても、支所長は予算も裁量権も持たないので逐一本庁に伺いを立てなければ何も出来ないという時期がありました。危急の場合には支所長の判断で所管地区内の小額修繕事業ができるように裁量権と予算を持たせるべきではないかと提案質問をして 100 万円の裁量権が支所長に持たされた経過がありました。その後 100 万円では不足だから増額してはどうかと再度提案質問をしております。各支所長の裁量で「地域振興事業」に使うためにと町長がさらに 100 万円増額をした経過です。したがって現在は支所長の裁量権限は 200 万円になっています。

私たちはこれで幹線町道沿線の雑木伐採は出来るだろうと地域住民は期待をしながら待っていましたが、未だに施工されないままになっているのです。

表玄関である島内中心地区に集中した巨額の整備だけでは無く、周辺地域や北部地域の幹線町道沿線の道路境界標識までの雑木伐採にも 10 年に一度ぐらいは、この辺で本腰を入れて対処すべきではないでしょうか。

町長のご見解を伺います。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、前田議員の「幹線町道の除草と雑木伐採管理」についてのご質問にお答えします。

町道沿線の雑木につきましては、私もその状況を把握しており、令和6年度当初予算において、例年より相当予算規模を拡大し、観光道路を主としました道路沿線の伐採予算を計上することとしております。

議員ご指摘の漁港関連道につきましても、西側周遊の重要な路線として考えており、伐採を予定しております。

なお、議員ご提案の「町の除草班の拡充」につきましては、従来どおり環境整備員4名体制で引き続き業務を行ってまいります。また、「10年に一度の計画的な伐採」につきましては、雑木の繁茂状況を確認し、その都度対応してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○12番（前田芳樹）

新年度に対応予算の計上をするということで一安心をいたしました。

地域住民にとっては、毎日通行している重要な生活道路でありますので、予算成立後には一日でも早く実行をされますように期待をいたすところであります。

次へ進みます。二点目ですが、「公共施設の設備管理」についてです。

公共施設の維持管理は毎年度ごとの計画書をもってなされているはずであります。総合体育館アリーナは、規模的にも設備内容的にも立派な施設だと私は思います。また、町民の体育増進のためによく活用されているようでもあります。ただ、空調設備が壊れたままの部屋、そしてまた時代に合わない和式トイレが一部残っているとかなどは早急に改善するべきだと思われます。大規模なスポーツイベントや集会を開催するためには、劣化した部分は絶えず注意を払って改善しておくべきではないでしょうか。全体的にどの公共施設でも時代に合わない和式トイレは洋式化して無消化させるなど、常に利用者が快適感を持てるように施設の維持修繕管理に努める必要はあろうかと思われます。

職員の応接態度はよくできていると思いますが、職員の方々は設備の修繕費の要求には遠慮がちになるだろうと思われますので、施設維持係が職員から絶えず聞き取り調査をしながら対象箇所を把握して、計画的に設備の改善と維持管理に対処するべきではないでしょうか。

町長のご見解を伺います。

○番外（町長池田高世偉）

ただ今の、前田議員の「公共施設の設備管理」についてのご質問にお答えします。

まず、議員ご指摘の「壊れたままとなっている総合体育館会議室の空調設備」についてで

ありますが、以前にトレーニング室と会議室の2か所の空調設備が故障しておりました。しかししながら、限られた財源での修繕となりますことから昨年度、使用頻度の高いトレーニング室の空調設備の改修を優先して行ったところでございます。

次に、トイレの洋式化の件につきましては、議員ご指摘のとおり、一部が洋式化されず残っております。普段の利用状況からは、特に問題はないようですが、大きな大会等を開催する際には、混雑するなど少なからず影響がでております。多くの方が利用される施設であり、トイレの洋式化を進めていくことは必要であると考えております。

なお、これらの設備につきましては、本町の「公園施設長寿命化計画」に基づき、令和7年度から令和9年度にかけて、計画的に改修する予定としております。

また、施設の修繕個所の把握につきましては、総合体育館の指定管理者である「(公財) 隠岐の島町教育文化振興財団」の職員と、本町の担当課職員が連携を密にし、随時、報告を受けております。今後とも、計画的な施設の管理に努めてまいりますので、ご理解いただきまますようお願いいたします。

○12番（前田芳樹）

再質問はいたしませんが、一言だけ申し上げておきたいのですが、総合体育館の利用価値を低下させないように修繕をし、また公共施設全体の設備ですね、時代にそぐわなくなつたところは常に把握をしながら、改善をしておくべきではないだろうかと思いますので、対処してくださいますように期待したいですけど。

次へ進みます。三点目、「沿岸漁業振興策」についてです。

行政から、水産振興、水産振興、水産振興とこれまでよく呼ばれている割には、沿岸漁業の現状は画期的で持続的な振興策はいまいち不足しているように感じるのであります。水産隠岐の沿岸漁業の現状は海水温の上昇、気象変動による時化の増加、資源枯渀、高齢化による沿岸漁業者の急激な減少、燃油価格の高等などで衰退に歯止めはかからないのであります。

沿岸漁業者の急激な減少で夜間の漁場には、まるでイカ釣りや刺し網などの出漁者がいなくなってしまいました。大規模漁業者にはセーフティネット共済で燃油価格の高騰への救済措置が機能しているのでありますが、極沿岸の零細な個人漁業者には漁協経由のA重油を使えば1リットル当たり5円程度の利用分量配当が有るに過ぎないのであります。陸上の農業や林業への行政支援補助金に比べますと沿岸漁業への補助金支出は少ない、と久しく漁業者の中では以前から聞いてきたものであります。

そこで、この燃油価格高騰に際しまして、沖縄から南西諸島で広く実施されている漁船が

走り廻らずに魚を集めて釣る「パヤオ（集魚ブイ）」を沿岸から3海里（5.4km）以内の位置に設置して、行政主導で沿岸漁業一本釣り漁の効率化と振興を図ってはどうでしょうか。

沖縄では国・県の補助金で1基1億円、これを170基余り設置をし、沖縄から南西諸島ではパヤオ漁一本釣り漁が主流になっているといいます。南西諸島の海域ではカツオが代表的だといっていますが、隠岐海域は黒マグロの産卵場でありますので高価な大型本マグロが期待できますし、多種多様な回遊魚の通路でもありますので、大きな効果が期待できます。3海里の位置は、海区規則で3海里以内に巻き網は入らず、3海里以遠は巻き網の操業区域でありますので漁場利用の障害にならない分岐点であるわけです。巻き網の障害にならないよう3海里位置より幾分内側に設置すればよいのであります。

まずは、都万から五箇にかけて西側海域に大型の表中層パヤオを1基設置してみることだと思います。パヤオ漁目当ての漁業者も釣り客も増えるはずではあります。その後、希望の出た地域の地先前に順次設置をしていく考えればよいのであります。

このような既に他地域で実績があり、隠岐には無い漁法を画期的に取り入れて、国や県の補助金を誘引しながら「パヤオ（集魚ブイ）」を設置して、本町の沿岸漁業一本釣り漁を行政主導で覚醒させるぐらいの気概と姿勢を見せてはどうでしょうか。

町長のご見解を伺います。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、前田議員の「沿岸漁業振興策」についてのご質問にお答えします。

現在の本町における「沿岸漁業振興策」につきましては、9月議会定例会でも申し上げましたとおり、水産資源の回復を目的とした「種苗放流」の実施のほか、沿岸漁場の回復のための「磯焼け対策」、また昨年度からは「沿岸漁業者の高齢化」、及び「担い手不足」などの解消を目的として、「沿岸自営漁業自立支援事業」を設け、「新規沿岸自営漁業者」の育成・支援を行っております。

水産資源の繁殖場を設けることを目的として実施しております、柱状礁・産卵礁など人工漁礁の設置は、年次計画を基に毎年実施しているところであります。近年の実績といたしましては、平成30年度から昨年度にかけて犬来沖に17基の柱状礁を設置したところであります。また県事業におきまして本年度から2か年計画で五箇重栖沖へ人工漁礁の設置を行うこととしております。

今年度の追跡調査の中間報告によりますと、メバル・カサゴ・ソイ・キジハタ・タイなど、全体で33種類の魚介類が確認されております。

議員ご提案の、沖縄地方で広く設置されております「パヤオ（浮き漁礁）」を本町近海へ設置することについてですが、島根県および JF しまねへ問い合わせを行ったところ、日本海で設置実績のない「パヤオ」を設置して、マグロ・カツオ・シイラなどの回遊魚がどれだけ付くのか予測できないこと、またマグロに至っては TAC 制度による漁獲制限を受けており、思うような漁獲ができない状況にある、とのことでした。

「パヤオ」設置にあたっては、JF しまね組合員や近海で操業・航行する底引き漁船等の同意が必要なことや、地元漁業者と県内外の遊漁者との入会漁業に必要な漁業調整が非常に困難なこと、また「パヤオ」の設置費用に数千万円以上、維持管理費に年間数百万円が必要であり、費用対効果も低いと見込まれますことから、現時点におきましての設置は難しいものと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○12番（前田芳樹）

一点だけ再質問をします。

まったくやる気が見受けられなかったのは残念でございました。海底に設置をする漁礁が根魚対応用で、それなりの効果はみられるということには異論はございません。「パヤオ」は日本海で設置実績がないから新たな可能性があるわけです。根魚よりも回遊魚の方が比較にならないほど膨大なのであります。「パヤオ漁」に似た漁法でシイラ付け漁が盛んでございましたこの隠岐の島、私もシイラ漁に乗って行ったことがありますけども、いろんな回遊魚がシイラ付けにたくさん付いていました。

過去のシイラ付け漁の漁獲記録という是有る訳ですので、これを見れば回遊魚が付くか付かないか、予測はつくはずでございます。マグロについても 30 キロ未満の漁獲規制が沿岸漁業者にとっては、非常に厳しい面があります。毎年、境港に隠岐から新潟にかけての海域で獲った大型マグロは大量に水揚げされますね。これを隠岐の沿岸漁業者にもこの高価な本マグロを獲れるようにしてやることが、必要ではないかと私は思っています。TAC は何も固定的な配分規定ではなくて、変動的でありますから必要に応じて変動の余地は十分あります。

「パヤオ」設置は、国や県の補助金で沖縄県もやっているのです。この辺の手法をよく調査をしてみてはどうでしょうか。

日本海にない漁法だから、やる価値があろうかと思います。他の地区に先んじて開拓させるように誘導をするのも行政の役目だとも思います。3 海里以内の海域の漁場利用は沿岸漁業者に優先権がありまして、底引き船の航行に左右されることではないです。沿岸の組合員漁業者が、この「パヤオ」設置を要望しましたら、行政が交通整理をしてやる必要が出て

くるだらうと私は思うのですが、ここで、そういう段階にでもなれば行政の役割を果たす考え方を持てるのでしょうか。というところを、町長に一言お伺いしたいなと思います。

○番外（町長 池田高世偉）

「パヤオ」を設置の再考についてのご質問だと思います。まったくやる気がない訳ではないですので、前田議員のご質問に真摯にお答えするために、県、しまねJFにご相談した上で現段階では数々の問題があり、費用対効果も含めて大変難しいということを答弁させていただいております。

本当に費用対効果を別にしてでも、やらなければならぬという部分が漁業関係者や県、JFとの相談の中で生まれれば、当然、我が町は第一次基幹産業でありますのでやらなければならぬなという風には感じてます。その上からも、最後にご指摘ありました、もう少しといいますか、保存も含めてやる段階になった時のことも踏まえて手法についての調査研究はすべきだという点につきましては、今後もそういった事を担当部署の方には指示していきたいと思っております。

○12番（前田芳樹）

後は次の機会にいたしまして、以上で終わります。

○議長（池田信博）

以上で、前田 芳樹 議員の一般質問を終わります。

次に、1番：岡田 智子議員

○1番（岡田智子）

はじめに、本定例会初日に町長自ら、「ゼロカーボンシティ宣言」を表明されました。本町が脱炭素社会の実現に向け、一歩一歩着実に前進していることをとても嬉しく思っております。私も引き続きカーボンニュートラルへの大きな挑戦はこれから始まってまいりますけれども、未来のために誰もができるを考え、一緒に行動を起こしていくたいという風に思っておりますので、これから取り組みに期待をいたしまして質問の方に移らせていただきたいと思います。

それでは、通告にしたがいまして「路上の紋章“デザインマンホール”を活用したまちづくり」について質問させていただきます。

“デザインマンホール”とは、全国各地に存在しております、各地域独特の意匠を取り入れたマンホールの蓋で、近年新たな盛り上がりをみせております。

本町におかれましても、このたび、私が事前にご提示をさせていただきましたように、隠

岐の島町デザインの物と、合併前の旧4町村のデザインが全部で、私の調査した数なんですが18種類ございまして、その模様も魚や海藻類、サザエ・アワビ等の魚貝類や、アシカやオキサンショウウオ等の生き物、また、オキシャクナゲやスイセン、つつじ等の草花、そして、白島海岸、トカゲ岩、隠岐の牛突きといった風景等、子どもから大人まで親しみやすく、多彩なデザインがたくさんございます。

まさに、風光明媚な景色や名産品が描かれているだけでなく、その土地の特徴が一目で分かるようにデザインされておられます、「隠岐の島町らしさ」が表現されている“デザインマンホール”でございます。

さて、他の市町村では、この“デザインマンホール”を活用いたしまして市街地への回遊性向上を目指しました、ウォーカブルなまちづくりへの活用であったり、海外のお客様からも「路上の芸術（アート）」として注目を集めるなど、その土地の名所や名物をデザインにほどこすことで、観光や地域振興に貢献いたしております。

また、マンホールの蓋そのものが、「丸い（○）ので“落ちない”、表面の凹凸で“滑らない”」といったことから「合格祈願のお守り」として人気を集めておりまして、その土地に行かないと手に入りません、マンホールカードの発行であったり、缶バッジ等の配布の他にも、このデザインの使用を許可することで、風景スタンプやマグネット、ストラップ等の他にも、デザインが焼き印された木のコースター等、様々な商品が開発されておられます。

このように、他の市町村では、各自治体のイメージアップ向上に寄与することと、下水道への理解と関心を高めるためにこの“デザインマンホール”を活用いたしました、様々な取り組みが展開されておられます。

そこで、町長にお伺いいたします。

本町におかれましても、この地域の顔であります“デザインマンホール”を活用いたしましたまちづくりを、私は、実施すべきだと考えますが、町長のご見解をお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、岡田議員の「路上の紋章 デザインマンホールを活用したまちづくり」についてのご質問にお答えします。

本町では、旧五箇村の久見漁業集落排水事業から始まり、整備中の中村漁業集落排水事業を含め、20地区におきまして下水道事業を行っております。

議員仰せのとおり、その各地区において隠岐の島町らしさが表現されたデザインマンホール蓋が設置しております。

一方、他の市町村のデザインマンホールの利用を見ますと、最近では人気アニメのキャラクターが描かれたマンホールカードを松江市が作成したと伺っておりますし、浜田市におきましては、マンホールカードを求めて年間 1,500 人もの観光客が観光協会を訪れたとの情報も入っており、デザインマンホールを“まちづくり”や観光に利用できるものと私も認識しております。

本町におきましては、マンホールカードを利用し、そのデザインマンホールがある場所に観光客を誘導することで、議員仰せの「ウォーカブルなまちづくり」を検討したいと考えております。

また、西郷港周辺のまちづくりにおきましても、マンホール蓋に観光名所の写真を埋め込むなど、マンホール蓋を生かしたまちづくりに取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

○1番（岡田智子）

ありがとうございます。本町におかれましてもマンホールカードを活用いたしまして、「ウォーカブルなまちづくり」への活用であったり、西郷港周辺でのまちづくりでマンホール蓋に観光名所の写真を埋め込むなど、マンホール蓋を活かした“まちづくり”が展開されるとということを拝聴いたしまして、とても胸がワクワクしておりますし、ぜひ是非、これらの取り組みを推進していただきたいという風に思っております。

そうすることで、やはり下水道をより身近に感じることが出来ると思っておりますし、また下水道の価値をより多くの方々にも伝えることができると思っております。そして、今後のデザインマンホールの可能性といったしましては、ふるさと納税での活用であったり、民間企業の広告収入等、本町の自主財源確保に繋がる取り組みになるのではないかということも考えられると思います。

また島根県におかれましては、「島根インフラツーリズムガイド in 隠岐」というパンフレットを発行いたしておりまして、その中で島内でインフラが整備されたところを周遊できるように紹介もいたしております。本町も来年「合併 20 周年」という記念すべき年を迎えるのですが、改めてこれまで旧 4 町村、もう一回焦点をあてまして、これまで製作、考案されてきたものを再度紹介するということは「ふるさと再発見」に繋がってまいりますし、より地域への愛着も深まると思われます。実際に私自身も何度も現場に出向いて撮影を重ねてまいりましたけれども、ここだけにしかない、この地域のストーリーがいっぱい詰まったご当地マンホールに感動と新鮮な気持ちに包まれました。

これから取り組みに大いに期待をいたしまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

続きまして、女性活躍推進によります、「オキジエンヌ」の発足につきまして質問をさせていただきます。

政府は、女性の社会的な活躍を後押しするため、また、国の成長戦略の柱といたしまして2016年「女性活躍推進法」を施行いたしました。

本町におかれましても、審議会等への女性委員の登用率や年齢・性別・国籍・障がいの有無にかかわらず、それぞれが役割を持ち、活躍できる地域社会の実現に向け取り組んでいくことが、「第2次総合振興計画」に記載されております。

私は3月の定例会で「男女共同参画事業」につきまして、総括質疑をさせていただいたんですが、少しその内容を振り返ってみると、「第4次隠岐の島町男女共同参画計画」の中に記載されております「男女の地位が平等だと思う人の割合」についてが、平成28年度38.4%ありましたが、令和3年度は17.9%と低くなっています。そこでこれらの現状を踏まえまして、今後どのような取り組みを行っていくのか担当課長に質疑いたしましたところ担当課長からは「アンケート結果をもとに、男女共同参画社会の実現に向け、改めて啓発活動に取り組んでいく」とのご答弁をいただきました。

あれから半年ちょっと経ちましたが、アンケート結果をどのように分析し、これからどんな啓発活動を行っていくのか、本町のお考えをまずお聞かせください。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、岡田議員の「男女共同参画に関するアンケート結果の分析、及び今後の啓発活動」についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘の通り、令和3年度に実施いたしました、男女共同参画に関するアンケートをおきまして、「男女の地位が平等だと思う人の割合」は17.9%と、前回の調査を下回る結果となったところであります。内容につきましては、年代別での結果に大きな差が生じており、50歳より上の年代におきまして、男女ともに「男性が優遇されている」という意識が高くなっている状況がありました。「男女共同参画基本法」が制定され、24年が経過いたしました。若い世代には男女共同参画の考え方方が浸透してきたことが伺えますことから、これまでの教育や啓発活動の成果は、徐々にではありますが、現れてきているものと認識するところであります。しかしながら、アンケート結果が目標値に達していない現状におきましては、幅広い年齢層を対象とした、更なる啓発活動が必要であると考えております。

今後の啓発活動につきましては、町民の皆様が一番よく目にする「広報 隠岐の島」を用いて、啓発活動を行う予定としております。内容につきましては、様々な場面で活躍する女性にスポットをあて、ご自身の経験などを語っていただき、女性が活躍できる社会、そして男女共同参画社会の実現に向かうよう、啓発活動に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○1番（岡田智子）

はい。町長のご答弁理解いたします。

様々な場面で活躍をされている女性の皆さんを「広報誌」等で紹介をするという取り組み、大変素晴らしい取り組みだと思っております。

そこで、これらの取り組みをさらに推進するためにも、そしてこの「ジェンダー平等」、「男女共同参画」なんですが、これらについて私、もう一步踏み込んでいきたいと思っておりますので、再質問をさせてください。

実は私もこの「第4次隠岐の島町男女参画計画」を拝読いたしまして、何が不平等の要因になっているのか、私もちょっと考えてみました。すると、これ本町だけでなく、これは我が国全体においても言えることではあるのですが、この「ジェンダー平等」や「女性活躍」を推進するために、また全ての人権問題においても共通して言えることなんですが、ある“キーワード”がございました。それが“アンコンシャス・バイアス”と呼ばれるものです。これ「無意識の思い込み」、「無意識の偏見」という意味なのですが、私はこの「無意識の思い込み」や「偏見」に特化いたしました取り組みを実施すべきだと思っております。

そこで、まずこの「無意識の思い込み」や「偏見」がどういったことかと申し上げますと、これ実に事例がたくさんあるのですが、その中でも例えば、「血液型を聞いて相手の性格を想像してしまうこと」、「世帯主と聞くと男性を思い浮かべること」、「大きな交渉、大事な商談、男性がやる方がいい」、「普通はこうだ。それが常識だ。などというように、これまでのやり方、前例に固執してしまうこと」等、これまで日常生活で自分が当たり前、常識だと思っていたことが、実は相手にとっては非常識であるかもしれないことを認識することが、重要だということでございます。

そこでこれら含め、また私も含め、この「色めがね」を外すこと、そして意識の共有を図りながら少しでも行動の変革を起こすためにも、2つのことを提案させていただきます。

まず1つめは、この「無意識の思い込み」や「偏見」に特化いたしました研修会を私たち議会、行政、企業、地域の方々、町民の皆さんにもご参画いただき実施いたします。実際に

講師の先生をお招きし開催しますので、自分と向き合うだけでなく、目の前にいる相手の価値観にも歩み寄るきっかけづくりに繋がるのではないかと思っております。

2つ目は、同じ思いです。啓発活動です。先ほど、アンケート結果の答弁のところで幅広い年齢層に対して啓発活動を行っていく必要があるということをおっしゃっておられました。これにも繋がってまいりますし、本町の「男女共同参画計画」の中で「女性だから、男性だから“こうあるべきだ”」という固定的性別役割分担意識を打ち破るためにも、まず「無意識の思い込み」や「偏見」に気づいていただくところからスタートする必要があると思っております。

これ、実に事例が他にもたくさんございまして、まずこの事例を広報誌等を使って継続的に啓発を行っていただくことで、皆さんの意識が高まってきて幅広い視野を持つことができ、日々の行動変わってくるのではないかという風に思っております。

そこで、町長にお伺いします。

私が考えるこの「無意識の思い込み」「無意識の偏見」これに特化いたしました研修会の開催であったり、広報誌等を使って継続的に啓発活動に取り組むお考えはありますでしょうか。

○番外（町長 池田高世偉）

「無意識の思い込み、偏見」に特化した取り組み、2つの提案をもって継続して取り組む考え方があるかということでございますが、この答弁した後の岡田議員の踏み込んだ話という中で大変申し訳ないですが、「無意識の思い込み」という勉強不足で、予期しないことが、そして取り組みのご提案でしたので、正直言って、どう取り組んでいいのか。言われたことは十分理解は出来ました。前例の固執とか、従来の考えが当然であるというその思い込みからもともとスタートしているという点、非常に分かりました。また、改めて深い意味での勉強不足も感じたところです。

2つのご提案をいただきました。研修会の開催、具体的な事例を持って啓発活動を行っていくべきだというご提案ですが、更に担当部署と一緒に「男女共同参画事業」の大きな柱の今まで足りなかつた啓発活動に併せて、こういった部分についてもどのように対応していくか協議、検討させていただきたいと思います。

○1番（岡田智子）

はい。ありがとうございます。更に担当部署の方々と協議をしていただき、今後検討していただければという風に思っております。そして、この男女の地位が平等だと思う人の割合が、実は令和8年度の目標値が50%となっております。この50%を達成するためには、様々

な場面で活躍をされておられます女性の皆さんを紹介する取り組みもありますでしょうし、啓発活動もありますでしょうし、研修会もあるかもしれません。そして、重要なのが積極的な女性登用を図っていく取り組み、これも重要な取り組みだと思っているのですが、私はこれらと同様に、同時に社会全体の暮らしの質を高めるための施策にも取り組む必要があると思っています。

そこで、次にご紹介させていただきたいのが、静岡県藤枝市の取り組みでございます。こちら先進自治体の取り組みですが、この取り組みを紹介させていただきながら、私の考えも一緒に説明させていただければと思います。

静岡県藤枝市では「ふじえだ健康都市創生総合戦略」の中で、「若い世代や女性を中心としたしました定住促進」を基本的視点として掲げておられまして、これらを促進するためには、女性の視点から考えます“働きやすい環境づくり”が重要であると考えまして、平成28年、市の有志女性職員の皆さんたちによります、女性活躍推進会議「フジエンヌ」を発足いたしました。

「フジエンヌ」とは市の花である“藤の花”と、フランス語で女性を意味する“ジェンヌ”を掛け合わせた造語だそうです。「フジエンヌ」の活動は、職場環境の分析と、課題整理に基づき、“目指すべき姿・ビジョン”を設定してまいります。そして、このビジョンを達成するために、調査・研究を重ねてまいりまして実行可能な取り組みを、毎年、市長に政策提言しておられます。

そこで、これらの取り組みを参考に、私も、わがふるさと隠岐の島から“新しい女性活躍を創造する”ためにも、幅広い世代で構成されます女性ワーキンググループ「オキジェンヌ」の発足を提案させていただきたいと思います。「パリジェンヌ」でもなければ「タカラジェンヌ」でもない、この「オキジェンヌ」とは、“隠岐の島の女性”という意味ですが、役場女性職員の皆さん、様々な分野の現場で働いておられます女性職員の皆さん、女性の町民の皆さん、私達議会で参画いたしまして、日頃、皆さんが抱えておられます不安や悩み、不便など課題や生の声を共有いたしまして、女性の視点から考えます“暮らしの質”を高めるための施策や取り組みを、町長に政策提言してまいります。

具体的にどんなことかと申しますと、一人ひとりの生き方を尊重しながら、健康でかつ柔軟な働き方で、安心して子育てや介護ができることであったり。誰もが利用しやすい公共交通や地域の安心・安全につながる防災活動、認知症サポーター、あいサポーターのような地域の見守り、そして買い物支援対策を考えることもあると思いますし、地球温暖化対策実行

計画を達成するために「ゼロカーボンアクション」に取り組むなど、日々のまちづくりの中で、全ての施策において直ぐに反映できることから、即実行していくという考え方でございます。

つまり、今よりもっと“暮らしやすい島町”をつくるために難しいことに取り組むということではなく、女性の視点から見て暮らしやすい島町を、みんなと一緒に考え、アクションを起こすことで、“社会全体の暮らしの質”が向上するとともに、“誰もが暮らしやすい島町”につながる取り組みになるという風に私は信じています。

そこで、町長にお伺いいたします。

私が考えます「オキジエンヌ」の取り組みにつきまして、町長のご見解をお聞かせください。お願いします。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、岡田議員の『オキジエンヌ』の取り組みについてのご質問にお答えします。「第2次島町総合振興計画」におきまして、「皆が役割を持ち、活躍できる地域社会の実現」、そして「町民の皆様との情報共有による、町民参加のまちづくりの推進」を施策の一つとして掲げ、取り組んでいるところであります。

議員ご提案の「オキジエンヌ」の取り組みにつきましては、これらの方向性と合致したものであると認識いたしております。また、令和4年第1回定例会におきまして、石田議員の「女性サミットの開催」についてのご質問に対しまして答弁させていただいたとおり、女性のご意見を取り入れることにつきましては、積極的に推進していかなければならないと考えるところであります。

しかしながら、「オキジエンヌ」の組織化までの過程におきましては、検討しなければならない事柄がいくつかあるように思われます。本町におきましては、既に生活の向上や、福祉の増進に努めることを目的とし、女性だけで組織する団体が、長きにわたりご活躍をされています。「オキジエンヌ」の取り組みに対しましての、行政の関り方につきまして検討すべき必要があると思うところであります。

また、持続可能な組織となるよう、「有志」による組織化、そして「鍵となる人物の配置」が必要であると思うところでもあります。

いくつかの検討課題を述べさせていただきましたが、「オキジエンヌ」の取り組みにつきましては、素晴らしい取り組みであると賛同するところであります。本町が目指す将来像の実現に向け、女性の視点もしっかりと取り入れながら、取り組んでまいりますので、ご理解い

ただきますようお願いをいたします。

○1番（岡田智子）

町長のお考え理解いたします。本町が目指す将来像の実現に向け、女性の視点もしっかりと取り入れながら取り組んでいきたいということでご理解をしたいと思います。

私はこの「オキジエンヌ」を発足し、活動を展開していくということは多様な視点や価値観が生まれるだけでなく、独自性のある創意工夫された取り組みに繋がってくると思っておりますし、また女性の生き方に対する寛容性を高めていくということは、喫緊の課題であります人口減少対策にも貢献できるということでございます。

最後になりましたけれども、今回の私の質問、最後は「女性活躍」をテーマに質問をさせていただいたのですが、今、日常生活のあらゆる場面で多様性である「ダイバーシティ」とか、包摂性である「インクルーシブ」が盛んに呼ばれてはおります。ですが、正直「ジェンダー平等」「女性活躍」は遅れております。実際に私自身も「ジェンダー不平等」を実感している当事者でございますけれども、この「ジェンダー平等」や「女性活躍」を推進していく上で、重要なのは、やはりこれまで当たり前だと思っている一人ひとりの意識と行動、これをアップデートしていく必要があると思っておりますし、またこの島に住む誰もが個性や能力を発揮できる環境づくりであったり、お互いの人権を認め、尊重し合う社会をみんなで一緒に考えて創り上げることこそ、今、我が町に求められているのではないかと感じたからでございます。引き続き、私自身も、この政治という分野で「ジェンダー平等」「女性活躍」に少しでも貢献できるように、自分が出来ることをこれからも私らしく取り組んでいきたいという風に思っておりますので、これからの方々に期待をいたしまして質問を終わりにしたいと思います。

○議長（池田信博）

以上で、岡田智子議員の一般質問を終わります。

ここで、15分間休憩といたします。

（本会議休憩宣告 14時50分）

○議長（池田信博）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣言 15時05分）

最後に、14番：高宮陽一議員

○14番（高宮陽一）

それでは、お疲れのことと思いますが「一般質問」をさせていただきたいと思います。

私は、町長が策定をした「第2次総合振興計画」が着実に実行され、結果として本町の豊かさを次世代につなぐことが出来ると信じて一般質問をさせていただきます。

第2次総合振興計画は、隠岐の島町の目指すべき将来像や、その実現に向けた町づくりの方向性・具体的な取り組みが示され、今後の本町のまちづくりの羅針盤となる、本町の最上位の計画であることは、今更申し上げるまでもございません。

この本町最上位計画が「絵にかいた餅」にするのではなく、計画を着実に実行し結果を出すことこそ、町長、そして、それを承認をした私たち議員の責任であると思っております。

質問の前に、若干、池田町政を振り返って見たいと思いますが、町長は、「3つの良かった」を実現をするため、就任以来7年間にわたり積極的に町政に取り組んでこられ、来年は、いよいよ選挙ということにもなろうかと思います。

町長は就任以来、役場庁舎の建設でありますとか、ジオパーク拠点施設の建設、そして、ごみ処理施設の改修など大規模事業を実施し、時には、子どもたちの声を大切にしながら銚子ダム周辺には大規模な遊具を備えた公園も整備いたしました。

更に、今定例会でも、新年度から乳幼児医療の無料化を中学生から高校生にまで拡大をする。そして小中学校新1年生には、入学準備支援制度を制度化するなど、子育て支援に向けて着実に結果を出そうと努力をしてまいりました。

また、2つの大きな災害もございました。豪雨災害への対応、そして新型コロナウイルス感染症の対応でございます。豪雨災害では復旧に数年かかりましたが、職員の皆さんのがんばりの努力により、概ね復旧工事も終わり、コロナウイルス感染では、国の方針が定まらない正体の分からぬ状況の中でのコロナワクチンの接種、そして、コロナで冷え込む地域経済対策にも積極的に取り組み、町民の皆さんの生命と暮らしを守るため最前線で頑張ってきたと、私は評価しております。

一方で、9月の定例会での決算における監査委員報告でもありましたように、「経常収支比率も増え財政の硬直化が進んでいる」また、「公債費比率は範囲内であり、是正改善は要しない」との報告もございました。しかしながら中期財政計画を見る限りは、行財政改革、この財政の健全化は避けては通れない課題であり、この結果を出すことこそ先ほども申し上げましたが、町民から負託された私たちの責任であります。

そのような思いを込めて、この行財政改革、財政の健全化にむけた推進について二点ほど質問して町長の決意を伺いたいと思います。

まず行財政改革につきましては、町村合併以降、私も数回にわたって一般質問をさせていただきましたが、池田町長が就任して以来残念ながら4回目。町長は「またか」と思っておられるかもしれませんのが今一度質問したいと思います。

本町では、行財政改革大綱を定めてから、まず自治体で運営すべきもの、民間が運営すべきものを整理した上で、町所有の福祉施設や観光宿泊施設は「譲渡・売却・廃止」を決定し、この20年間実現に向けて努力してきたと思っております。しかしながら、池田町長就任後も本町の最上位の計画である「第2次総合振興計画」に盛り込まれましたけれども、なかなか行財政改革は進んでいないということであり、今更、申し上げるまでもございません。

町長は、安心して暮らせる町、住んで良かったと思える町、ふるさととして愛着のもてる町づくりを更に推進をさせる町政運営に取り組むと表明して、本町の最上位計画である総合振興計画を着実に実行すると答弁をされておりましたが、現在も、その考えは変わっていないと思いますが、改めて町長の考えをまずお聞きしたいと思います。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、高宮議員の「総合振興計画の行財政改革」についてのご質問にお答えします。議員ご指摘のとおり、「施設の譲渡・売却・廃止等」につきましては、第2次総合振興計画の「財政の健全化に向けた取り組み」の一つとして掲げており、事業効果を図る目安となるKPI（重要業績評価指標）を設定し、その達成に向け取り組んでおります。今まで、例えば「光ファイバー通信施設の譲渡」等、協議が整った施設につきましては、順次、譲渡等の手続きを行ってきたところであります。

ご指摘の福祉施設につきましては、本町における高齢化及び高齢者世帯の割合が増加する状況において、住民の暮らしを支える基盤であり、必要な施設であると認識しております。

「介護保険法」に基づく公的サービスを提供する施設でありますことから、サービスの継続性及び安定性を確保することが極めて重要であると考えております。このため、民間法人にてサービスを継続し安定的に施設運営できる場合は、施設を譲渡したいと考えております。

私は、目指すべき「まちづくり」を進めていくためには、進んでいないというご指摘もございますが、行財政改革は欠かすことのできないものと認識しており、今後も鋭意、行財政改革に取り組んでまいりますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

○14番（高宮陽一）

考え方は同じであるという風に思います。それを確認をしましたですが、後の質問にも関連しますので一点だけ再質問をしたいと思います。

先ほどの答弁の中に、「民間法人にてサービスを継続し安定的に施設運営できる場合は」というような表現がございますが、今安定的な運営ができないということなんでしょうか。今現在でも安定をして、厳しい状況あるかもしれませんが経営できているわけで、あとは話の進め方だという風に思いますけども、この点について考え方をお聞きしたいと思います。

○番外（町長 池田高世偉）

安定的に施設運営ができる場合というのは、現在も含めてどういうことなのかとはまた違うわけですけども、というご質問としてお答えさせていただきます。

このあと二点の話にも影響がございますので、ここでいう安定的な施設運営、必ずしも健全というか、お金があつてやっておられるかというのはまた別として、施設改修など大きな事業を抱えておりますが、本来はそれを含めて施設を運営する人がサービスも含めてやらなければならぬけど、この改修という部分は公立である中で我々がお手伝いしなければやれないという部分があるから、なかなか難しいなという面も含めて、そういうこともすべて解決できる施設であれば一番受けていただけるのではないかという意味合いで、答弁が悪いですが、改修修繕も含めたものが本来の安定的な運営だという風には理解しておりますけれども、なかなか難しいという判断だということです。

○14番（高宮陽一）

後の質問ということで、また出てきますので、その時にまたよろしくお願いしたいと思います。

そこで本来である、福祉施設と観光宿泊施設の譲渡・売却・廃止等について伺いたいと思いますが、これらの施設については、関係団体・法人等と依然として話し合いが進展していないという状況だとも認識もしておりますし、担当課長からもそのように話も聞いております。しかし、その理由がですね、あくまでも法人の財政状況が厳しいと言うことが主な理由でありますし、観光宿泊施設についてもそういう状況ではないかという風に思いますが、引き続き努力することあります。言うまでもなく、それぞれの施設は町の財産でございます。施設の運営管理方針は町長が決めるという事項でもございます。

「第2次総合振興計画」が関係団体の都合によって、この20年間も結果を出せていないということが本町の財政を大きく圧迫しているのも事実でございます。

今定例会にも、引き続き5年間、指定管理者関連の議案が提案をされておりますが、第2次総合振興計画を推進して、町政をチェックする我々としても大変苦慮しているのも現実でございます。

これらの解決策は、施設の管理者である町長がしっかりと総合振興計画を丁寧に説明して、関係法人・団体が「譲渡・売却」を希望しないのであれば、勇気をもって「譲渡・売却のいずれかを」決断をして、先延ばしをせずに公募に向けて踏み切る、こういったことが必要ではないかという風に思います。

この計画に対して結果を出せないことは、議会や町民を裏切ることだという風に思いますけども、如何ですか。町長の考えをお伺いいたします。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、高宮議員の「福祉施設・観光宿泊施設の譲渡・売却・廃止」についてのご質問にお答えします。

福祉施設につきましては、先ほどのご質問にお答えしたとおり、公的サービスを提供する基盤でありますことから、施設を民間法人に譲渡等を行った後も、サービスの継続及び安定提供が確保されなければなりません。

現在、町内の社会福祉法人等を指定管理者に指定の上、公的サービスの提供を行っておりますことから、指定管理者として施設運営を担ってきた法人を、施設の譲渡を行う対象に考えているところであります

これまで担当課より指定管理者を訪問の上、事業運営及び施設譲渡について意見を交わしてまいりましたが、コロナウイルス感染症等への対応、介護人材の確保、物価高騰による運営経費の上昇など、対応すべき課題が重なる状況において、将来の施設修繕費等の負担を伴う譲渡を、積極的に希望する事業所はない状況にあります。

このように、介護事業所の厳しい経営状況を踏まえますと、まずは、指定管理施設をはじめ、福祉介護事業所の安定運営を図ることが重要な課題と考えており、人材確保対策など支援を実施していく考えであります。

したがいまして、譲渡・売却の方針を決定し公募することにつきましては、指定管理者との信頼関係や介護事業全体に影響を与える点を考慮し、実施する考えは現段階ではございません。

一方、観光宿泊施設の譲渡等につきましては、町内の観光事業の状況が、回復傾向にあるものの、コロナ禍前の水準に至っていない現状から、それぞれの観光施設の経営状況は、依然として厳しい状態が続いており、民間への施設の譲渡・売却は思うように進まない状況にはなっております。

現在、補助金返還や用途変更の可否、譲渡価格等々、施設ごとの前提条件を整理している

ところでございまして、条件等が整い次第、さらに譲渡又は売却等の協議を進めてまいりたいと考えております。

引き続き、福祉介護事業や観光宿泊事業の支援に取り組みつつ、指定管理者に対し施設譲渡について協議を行っていく考えでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○14番（高宮陽一）

答弁はそういう答弁だと推測はしておりましたが、内容が依然として、それぞれ法人の厳しい中での判断がつきかねるということだと思いますが。ある意味では介護保険制度は措置から選択へということで変わってから、ある意味で上手に運営をすれば利益を上げられるそういった施設でもございます。そういう中で町長もご存じだと思いますが、法人の決算状況を見ますと、それぞれの法人で、すべてではないですが積立金という形で基金も準備されている。内容はどういった積立金か分かりませんが、ある法人では3,000万円、そしてある法人では1億600万円ですか、というような積立金もあります。

営業努力をすることによって、それだけの将来の修繕とかそういった部分が貯められていると思いますが、やりようによっちゃそういったこともできるわけですよね。やっぱり町が関わっておるということで、そこには法人の甘えがあるんではないか。民間の方どうですか。今回もホテルの場合は、あるホテルが約2億円もかけて大修繕をする、まあこれは付加価値を付けるということで、国・県から補助が、約20%のお金で2億円の改修ができる、こういうことですよね。そういう予算も出されております。ですから民間はね、痛しいけどもそれなりに努力して頑張っているわけです。行政のところは指定管理という部分だけで甘えて困れば町が何とかしてくれる。宿泊施設なんかもみんなそうですよね。ここにも該当の方もおりますけれども、物価高そういう中では経営努力をしながら一生懸命取り組んでおります。それはあくまでも民間事業の場合には利益を追求していくということが最大の目的でありますし、町の場合は利益を追求することなくコスト論で、効果論でいきますから、そこ辺りがサービスの提供の仕方が違うわけでして、そこら辺りがですね、いつまでもいつまでもこうやって先送り、先送りにされると、今回もし5年間認めた場合に、また1年ずつの更新があるとしても、またそこに法人の甘えも出てくる。関係団体の甘えも出てくるということもありますかと思うのですが、今一度その辺りをですね、今日は竹島問題でも町長がしゃんと表明すべきだというようなことがありましたか、この福祉の問題でもしっかりと表明をしていただきたいなという風に思いますが如何ですか。

○番外（町長 池田高世偉）

今後の行財政に係る施設の運営譲渡・売却について最終的にどう決断するのかという決意ということですが、今回の高宮議員の質問の中にはありますように公募をすべきだと、もう20年もたつていい加減にきちんと方向性を示すべきだという質問については、私もそういうことをしなければならないことも視野に入れて決断をしなければならないという風には受け止めました。ただ担当課長も一生懸命、福祉については全施設にあたっておりまして、いろいろ協議して報告を受ける中で、今、遮二無二、譲渡のことは推し進めてできるという状況ではないということが分かっております。また議員の言うようにあと延ばしするかということにも繋がるかもしれません、最終的には住民の皆さまがこの福祉施設のサービスを安定的に受けるということを守っていくのも私の仕事でありますし、指定管理者ときちんと各地域地域での福祉施設のサービスを十分にやっていただきたいということでございまして、最終手段であることは十分理解しておりますが、公募して即施設を譲渡、あるいは売却ということに至ってないのが今の心境でして、議員の期待には沿えませんが、現段階では福祉施設・観光施設の指定管理者と共に話し合いながら、将来的に向かって施設の譲渡ができるよう取り組んでまいりたいという風に考えております。

○14番（高宮陽一）

これ以上やってもですねなかなか進展しないと思いますが、ただ法人が言えるのは将来のそういった大修繕、そういった時の負担はどうなるかという不安、そういうものでは私はないかという風に心配しています。想定の話になるけども、それが私はサービスを低下するとかそういうことじゃなしに、そのところは行政もしっかり応援していくんだという姿勢さえ示されれば、法人は受けってくれると思うんですよね。

そういうことで最後の質問に行きたいと思います。やっぱりこういった修繕とかこれからものについて不安がある、そういうことがございます。

最後に、「福祉施設等(障がい者・高齢者・児童)の施設整備に係る支援制度の確立」について質問したいと思いますが、本町は住民の福祉サービスを強化するため、多くの施設があり、町民が安心して暮らせる町、住んで良かったと思える町として欠かせない施設であることは言うまでもございません。これらの施設では、人材確保が困難であると同時に、その多くは老朽化・経年劣化とともに施設の修繕が必要となり、さらには各種の備品等も耐久年数を迎える、今後、修繕・再購入等に多大の負担が課題となっているのが現状であると、このように認識しております。

人材不足につきましては、国・県の制度を活用しながら支援策もありますが、これら施設

の修繕ということになると、ほとんど皆無であるといつても差し支えないんじゃないかなと思います。これらが一つは国の施策ということになろうかと思います。案外、建設関係では補助率はいい、厚生労働省関係ではなかなかこれが無いと、まあ力関係だと思いますが、これを維持・継続するためには、民間・指定管理を問わずにですね、町がしっかりと支えていくんだという方向性さえ出せれば、それぞれの団体も安心して経営ができると、そのように考えております。

早急にこれら施設についてはですね一部支援制度がありますが、それを拡充するなりそういった支援制度を確立をしていくという考えはございませんでしょうか。財政的な支援が必ず必要だという風に思いますが、最後に町長に伺いたいと思います。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、高宮議員の「福祉サービスを維持・継続するために、民間施設の整備等に対して支援制度を確立すべきと考えるが町長の見解は」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、本町における福祉サービスを提供する施設につきましては、町立・民間施設を問わず、重要な基盤であり、町民福祉の向上のため、当該施設の果たす役割は大変重要であると認識しております。

このため、本町といたしましては、民間施設に対する支援制度として、隠岐の島町社会福祉施設整備費補助金を創設し、施設改修などに係る支援を実施しております。

これまで実施した主な事業といたしましては、昨年度に、社会福祉法人高田会の特別養護老人ホーム屋上防水改修事業に対し2,585万円、本年度に社会福祉法人わかばの障がい者施設整備改修事業に対し273万6,000円を補助金として交付しております。また、来年度には社会福祉法人隠岐共生学園の特別養護老人ホーム空調設備改修事業などに対する支援を検討しているところでございます。

大規模改修の場合は補助率1/2、上限3,000万円、その他の場合は補助率1/4の支援を実施しているところでありますが、社会福祉法人等の負担の軽減を図り、事業所の安定とサービスの維持が図られるよう、支援内容を充実させてまいりたいと考えおりますので、ご理解いただきますようお願ひいたします。

○14番（高宮陽一）

答弁をいただきました。またひとつ前向きな答弁が出たように思いますが、若干再質問をさせていただきます。

先ほども話をしましたけども、私たち町民として、また人間として地域で生活していく上

ではなくてはならない施設でありますので、これが民間であろうが行政がやろうがどっちでもいいわけなんですよね。サービスがしっかりと受けられればいいわけです。そのために町はどうするかということになると、はじめにも言いましたように民間でできることは民間、行政がしなくてはならないことは行政ということですが、これについては利益の出る部分もありますし、また、入所あるいは通所することで少し利用料金がもらえるとかそういった施設もあります。行政とするならば民間であろうが指定管理施設であろうが同じように支援をして、そこで住民の生活を守っていくんだとこういう姿勢には変わりはないとは思いますが、ただ、ここに支援内容を充実させてまいりたいと考えております。と、ありがたいお言葉ですが、先ほども申し上げましたように、例えばホテルなんかもね、国や県の補助制度があるから2割負担で整備ができるわけですよ。これはある意味では観光客、地元の人も利用するかもしれません、観光客であったりそこで利益を上げるために改修をしておくんだというこういう支出ですね。しかし一方でこういった福祉施設というのは、町民の生活を守っていく施設でありますから、そういった宿泊施設よりもさらに充実をした内容の支援が私は必要ではないかと、そうすれば大体考えてみればホテルで20%負担で改修ができるなら、せめて民間の福祉施設でも全額とは言いませんが、せめて2割ぐらいの負担で改修ができる。国・県の補助金制度があれば、それを活用すればいいんですけども、最終的にはそれぞれの団体法人がどれだけ負担できるかという能力の問題もあると思います。

そういうことからすると、町長がかわいい住民の皆さんがそこにお世話になるということを考えれば、施設整備に対してはしっかりと支援をする。私は常々言いますけども「頑張れるところについては、ほどほどに支援をすればいい」「頑張らない人には支援はいりません」頑張ろうと思っても頑張れない人がいるわけです。やっぱりこういったところには、行政がしっかりと支援をしていくことが私は大事ではないかなとこのように思いますが、そちら辺りについて、町長から再度、内容を充実させたいという思いがあるのならもう少し考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○番外（町長 池田高世偉）

福祉施策支援の充実の深さ、どういった考え方かということだと思いますが。おっしゃられるように現段階の観光施設については、国の観光事業への対策も含めて大きな「支援事業」が紐づけになっているかという面があつての支援の内容だと思ってます。おっしゃられるように福祉施設について、頑張れる人に対してもっと充実した支援をするべきだという点は深く理解しております。ただ、もちろん皆さんご存じのとおり、やりたくてもやれない財源と

いうものがあることはご理解いただきたいと思うんですが、できる限りの内容の細分化ですか、こういうものには施設の設備の内容にもいろいろあると思いますので、ここにはそれだけのものと重要性に基づいたもので支援を拡充していくべきかなと考えています。

最終的には高宮議員の質問の中には、制度の充実をすれば事業者の不安解消に繋がって行財政改革の譲渡・売却もする方向にいくのではないかというようなことも含めてのご提言だと思ってます。限られた財源の中でしっかりと支援をしていきたいと思ってます。

○14番（高宮陽一）

結局はですね。施設を譲渡・売却することによって「長寿命化計画」いいますかね、公共施設の整備計画がございますね。そこにはそれぞれの施設の修繕計画がのっております。そういうた財源を担保すれば法人は安心するんですよ。そういうた制度を全体的に町は考えて指定管理の施設であろうが、民間であろうが同じように扱っていく。過去にも消防の関係の法律が変わって高齢者施設でスプリンクラーを設置する、その時に町は、自分の施設は皆さんの税金を使ってやりました。そして議会の指摘で民間施設も同じ町民が入っているんだから民間の施設に負担をかけるんじゃなくして、町がちゃんと支援をしてやつたらどうかということで、町が支援をして民間と行政も同じように整備ができました。そういうたことが私は基本ではないかという風に思います。そういうたことを考えると、先ほど町長の方からあつたどこで財源を求めていくかという課題はあるにしても、一方ではそういうた財源もあるわけですからそういうたことを活用しながらですね、みんながここで安心して安氣で暮らすためにはそういうた福祉施設、それぞれほんとに我々が生活する上では必要な施設ですから、これがなくなるという、私が民間委託、民間委託言うとね、なんかこの施設を辞め一みたいな感じをとられるんですよ。そうじやなしに民間で運営して、それに対する支援は行政がしっかりとすれば、支えてやればそれは大丈夫なんですよ。そういうたことで行政が協力することで、みんなが安心して生活ができる、そういう風に考えておりますので、是非ともしっかりと充実をしていただくように町長の方で最後にお言葉をお聞きしたいと思います。

○番外（町長 池田高世偉）

考えにつきましては、議員のお考えと私も変わってはおりませんので、できる限りできることはやっていきたいと思っています。

○14番（高宮陽一）

終わります。

○議長（池田信博）

以上で、高宮 陽一 議員の一般質問を終わります。

以上で、「一般質問」を終わります。

これで、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日 12 月 13 日は定刻より、「質疑」等を行います。

本日は、これにて散会します。

(散 会 宣 告 15 時 41 分)

以 下 余 白